

平成 12 年度PRTRパイロット事業報告書

平成13年8月

経済産業省製造産業局化学物質管理課

環境省環境保健部環境安全課

目 次

はじめに	1
第1章 平成12年度P R T Rパイロット事業の概要	3
1-1 パイロット事業の内容	3
1-1-1 目的	3
1-1-2 調査の構成	3
1-1-3 対象地域	3
1-1-4 対象化学物質	6
1-1-5 事業所に対する排出量・移動量調査	17
1-1-6 アンケート調査	20
1-1-7 ヒアリング調査	21
1-1-8 調査対象事業所への配付資料	21
1-1-9 非点源発生源に係る排出量推計	22
1-1-10 平成11年度P R T Rパイロット事業からの主な変更点	23
1-2 パイロット事業の実施状況	24
1-2-1 調査期間	24
1-2-2 排出量等の報告状況	25
1-2-3 取扱い状況	31
1-2-4 事業者説明会及び技術講習会の開催	35
1-2-5 アンケート調査の回答状況	37
1-2-6 ヒアリング調査の実施状況	37
第2章 対象化学物質の排出・移動の状況	39
2-1 集計の基本的な考え方	39
2-1-1 集計表の作成方法	39
2-1-2 集計結果の見方	40
2-2 集計結果の概要	42
2-2-1 全体の状況	42
2-2-2 媒体別の状況（点源のみ）	45
2-2-3 業種別の状況（点源のみ）	51
2-2-4 事業所規模別の状況（点源のみ）	55
2-2-5 発生源別の状況（非点源のみ）	57
2-2-6 自治体別の状況	61
2-2-7 対象化学物質別の状況（点源のみ）	65
2-2-8 平成10年度及び11年度との比較	68

2-3 集計結果	69
2-3-1 対象事業所全体の集計	69
2-3-2 自治体別の集計	79
2-3-3 業種別の集計	145
2-3-4 業種別・排出量規模別の集計	191
2-3-5 点源・非点源別の集計	220
第3章 事業者アンケート及びヒアリング結果の概要	304
3-1 事業者アンケート	304
3-1-1 回答状況	304
3-1-2 対象事業所に該当するかどうかの判定	308
3-1-3 排出量等の算出作業	313
3-1-4 作業及び費用の負担	325
3-1-5 支援方策	336
3-1-6 法に基づく P R T R の実施	342
3-1-7 その他	344
3-2 事業者ヒアリング	345
3-2-1 パイロット事業関連事項	345
3-2-2 P R T R 法関連	346
3-2-3 データの検証	348
第4章 P R T R の実施に際しての課題の検討	349
4-1 国の課題	349
4-1-1 P R T R 制度の周知	349
4-1-2 小規模事業所への支援	349
4-1-3 算出マニュアルの充実	350
4-1-4 業種別算出マニュアル等の整備	350
4-1-5 異常値チェックマニュアルの作成	350
4-1-6 非点源排出量推計の精度向上	351
4-1-7 新たな非点源発生源の推計	351
4-1-8 非点源推計マニュアルの作成	352
4-2 自治体の課題	352
4-2-1 対象事業者の把握	352
4-2-2 事業者相談窓口等の整備	352
4-2-3 異常値チェック方法の確立	353
4-2-4 データ活用方法の検討	353
4-3 事業者の課題	354
4-3-1 P R T R 制度の理解	354
4-3-2 排出量・移動量の把握に向けた体制整備	354
4-3-3 管理の改善に向けたデータ活用の検討	354

おわりに	-----	355
------	-------	-----

< 資料編 >

資料 1	対象化学物質選定の考え方	-----	359
資料 2	平成 12 年度 P R T R パイロット事業における報告のしかた	-----	364
資料 3	非点源排出源からの排出量の推計方法等	-----	368
資料 4	点源の排出量・移動量に付帯する集計結果	-----	448
資料 5	平成 12 年度 P R T R パイロット事業の実施に関するアンケート調査票	---	511

はじめに

PRTR(Pollutant Release and Transfer Register: 環境汚染物質排出移動登録)は、人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について、その環境中への排出量及び廃棄物に含まれて事業所の外に移動する量を事業者が自ら把握し、行政庁に報告し、行政庁は事業者からの報告や統計資料等を用いた推計に基づき、排出量・移動量を集計して、公表する仕組みである。

PRTRには、次のような多面的意義が期待され、今後の環境保全施策を推進する上で重要な手段である。

- 環境保全上の基礎データとして重要な位置づけを有すること
- 行政による化学物質対策の優先度の決定に当たり重要な判断材料となること
- 事業者による化学物質の排出量削減のための自主的取り組みの促進に寄与すること
- 国民への情報提供を通じて、化学物質による環境リスクへの理解を深め、化学物質対策への協力及び環境への負荷低減努力を促進するものとなること
- 化学物質に係る環境保全対策の効果・進捗状況を把握する手段となること

このPRTR制度を導入する「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」は平成11年7月に公布され、その後対象事業者、対象物質等を定める法律施行令、MSDS省令、算出方法及び届出内容等を定める法律施行規則が順次公布されている。これにより、対象事業者は平成13年4月からこの法律に基づく排出量・移動量の把握を開始することとなった。

こうした状況の中平成12年度PRTRパイロット事業は、法律に基づくPRTRにできる限り近い形で行うことを念頭に、PRTR制度の円滑な実施に向けて、届出方法、集計作業及び各種支援施策等の課題を明らかにするとともに、事業者等に対するPRTR制度の普及啓発を行うために実施したものである。また、PRTRパイロット事業は平成12年度と平成13年度で、全都道府県及び政令指定都市で実施することとしており、これまでより調査対象地域を大幅に拡大し、平成12年度は30の都道府県市の各地域においてパイロット事業を実施した。本報告書はその結果をとりまとめたものである。

本報告書にまとめられた結果が、今後、法律に基づくPRTRの実施に向けた様々な検討や準備に大いに役立つことを期待している。

第1章 平成12年度PRTRパイロット事業の概要

1-1 パイロット事業の内容

1-1-1 目的

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づくPRTR制度の円滑な導入に向けて、届出方法、集計作業及び各種支援施策等の課題を明らかにし、これらの準備に資するとともに、PRTRの試行を通して事業者等に対するPRTR制度の普及啓発を行うために、実施するものである。

1-1-2 調査の構成

対象地域において、以下の調査を実施した。

- ア 事業所に対する排出量・移動量調査
- イ 事業所に対するアンケート調査
- ウ 事業所に対するヒアリング調査
- エ 非点源発生源からの排出量の推計に関する調査

1-1-3 対象地域

対象地域は、30の調査実施自治体の全域又はその一部の地域とした。各自治体における対象地域を表1-1-1に示す。

表 1-1-1 平成 12 年度 P R T R パイロット事業対象地域

都道府県名	実施地域
北海道	函館市、大野町、上磯町、七飯町、松前町、福島町、知内町、木古内町、長万部町、八雲町、森町、砂原町、鹿部町、南茅部町、恵山町、戸井町、楸法華村
札幌市	札幌市全域
岩手県	花巻市、北上市、水沢市、江刺市、金ヶ崎町、一関市
宮城県	塩竈市、多賀城市、名取市、岩沼市、白石市、角田市、松島町、七ヶ浜町、利府町、亶理町、山元町、大和町、大郷町、富谷町、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、大衡村
仙台市	仙台市全域
秋田県	秋田市、本荘市、男鹿市、南秋田郡天王町、由利郡（岩城町、西目町、金浦町、仁賀保町、象潟町）
山形県	山形市、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町
福島県	福島市
茨城県	日立市の一部（日高町、相田町、田尻町、かみあい町、滑川町、白銀町、宮田町、本宮町、高鈴町、神峰町、東町、平和町、旭町、弁天町、助川町、城南町、鹿島町、幸町、成沢町、鮎川町、国分町、若葉町、諏訪町、末広町、桜川町、多賀町、中丸町、大久保町、千石町、河原子町、東多賀町）、鹿嶋市、神栖町、波崎町
千葉県	市原市、茂原市、東金市
東京都	大田区の一部
神奈川県	藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町
川崎市	川崎区、幸区、中原区
新潟県	三条市、加茂市、見附市、田上町、下田村、栄町、中之島町
富山県	高岡市、新湊市
石川県	金沢市
長野県	松本市、塩尻市、東筑摩郡、南安曇郡
岐阜県	大垣市、揖斐郡、海津郡、不破郡、養老郡、安八郡、本巣郡
愛知県	名古屋市及び西三河地域（豊田市、岡崎市、知立市、刈谷市、安城市、高浜市、碧南市、西尾市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町、藤岡町、旭町、足助町、額田町、三好町、小原村、下山村）を除く愛知県内の地域
三重県	四日市市、菰野町、楠町、朝日町、川越町
京都府	舞鶴市、宇治市、城陽市、久御山町
京都市	南区、右京区、伏見区
兵庫県	西宮市、伊丹市、芦屋市、宝塚市
神戸市	兵庫区、西区
広島県	三原市、尾道市、福山市、府中市、本郷町、沼隈町、神辺町、新市町
山口県	周南地域(徳山市、下松市、光市、新南陽市)、下関市
徳島県	徳島市、阿南市、鳴門市、小松島市、北島町
香川県	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、飯山町、宇多津町、多度津町
北九州市	戸畑区、若松区、八幡東区、八幡西区
熊本県	熊本市、植木町、菊陽町、大津町、益城町

表1-1-2 対象地域の基礎的指標及び対全国比

自治体名	面積 (平成11年)		人口 (平成11年度)		製造品出荷額等 (平成9年)		自動車保有台数 (平成11年度)		耕地面積	
	km ²	対全国比	人	対全国比	百万円	対全国比	台	対全国比	ha	対全国比
北海道	470	0.12%	465,704	0.37%	541,836	0.17%	270,472	0.38%	23,352	0.48%
札幌市	1,121	0.30%	1,801,327	1.43%	753,513	0.23%	914,689	1.29%	3,162	0.06%
岩手県	1,872	0.50%	337,192	0.27%	1,183,613	0.37%	228,676	0.32%	35,938	0.73%
宮城県	2,416	0.64%	625,442	0.50%	1,627,196	0.50%	389,919	0.55%	41,847	0.85%
仙台市	784	0.21%	975,723	0.77%	927,258	0.29%	536,723	0.76%	7,340	0.15%
秋田県	1,275	0.34%	454,578	0.36%	802,991	0.25%	280,785	0.40%	34,322	0.70%
山形県	2,247	0.59%	546,494	0.43%	1,179,544	0.37%	385,965	0.55%	29,150	0.59%
福島県	746	0.20%	288,417	0.23%	755,510	0.23%	180,868	0.26%	7,770	0.16%
茨城県	394	0.10%	343,999	0.27%	2,276,946	0.70%	226,613	0.32%	4,354	0.09%
千葉県	558	0.15%	432,638	0.34%	3,463,387	1.07%	283,855	0.40%	9,715	0.20%
東京都	59	0.02%	638,632	0.51%	1,236,881	0.38%	202,514	0.29%	7	0.00%
神奈川県	119	0.03%	642,379	0.51%	2,896,534	0.90%	282,403	0.40%	1,746	0.04%
川崎市	64	0.02%	516,869	0.41%	4,874,509	1.51%	171,788	0.24%	-	-
新潟県	718	0.19%	215,153	0.17%	547,154	0.17%	140,072	0.20%	15,250	0.31%
富山県	183	0.05%	211,724	0.17%	1,078,643	0.33%	149,766	0.21%	5,410	0.11%
石川県	468	0.12%	438,272	0.35%	629,928	0.19%	293,948	0.42%	4,338	0.09%
長野県	1,750	0.46%	417,502	0.33%	1,555,392	0.48%	321,266	0.45%	18,599	0.38%
岐阜県	1,841	0.49%	490,798	0.39%	1,574,636	0.49%	355,719	0.50%	21,770	0.44%
愛知県	3,385	0.90%	3,380,364	2.68%	16,268,504	5.04%	2,189,499	3.09%	59,200	1.21%
三重県	1,109	0.29%	797,695	0.63%	5,322,193	1.65%	570,914	0.81%	20,293	0.41%
京都府	456	0.12%	383,277	0.30%	1,419,435	0.44%	202,742	0.29%	2,552	0.05%
京都市	152	0.04%	551,547	0.44%	2,183,002	0.68%	264,898	0.37%	1,441	0.03%
兵庫県	245	0.06%	910,570	0.72%	1,404,330	0.43%	339,427	0.48%	904	0.02%
神戸市	152	0.04%	338,625	0.27%	1,578,188	0.49%	151,193	0.21%	3,292	0.07%
広島県	1,013	0.27%	686,669	0.54%	2,461,331	0.76%	439,598	0.62%	7,028	0.14%
山口県	777	0.21%	489,498	0.39%	2,372,652	0.73%	297,450	0.42%	5,038	0.10%
徳島県	632	0.17%	451,345	0.36%	1,027,169	0.32%	298,138	0.42%	10,847	0.22%
香川県	444	0.12%	566,682	0.45%	1,430,477	0.44%	363,333	0.51%	10,263	0.21%
北九州市	202	0.05%	493,531	0.39%	1,482,830	0.46%	265,100	0.37%	1,041	0.02%
熊本県	535	0.14%	767,024	0.61%	1,183,670	0.37%	447,333	0.63%	12,742	0.26%
対象地域合計	26,187	6.93%	19,659,670	15.59%	66,039,253	20.44%	11,445,666	16.16%	398,712	8.13%
全国	377,864	100%	126,071,305	100%	323,071,831	100%	70,811,533	100%	4,905,000	100%

注1：人口は自治省行政局「住民基本台帳人口要覧（平成12年）」による
 注2：面積は「建設省国土地理院地図管理部調査資料課（平成11年）」による
 注3：製造品出荷額等は各県「工業統計調査結果報告（平成9年）」による
 注4：耕地面積は各都道府県統計年鑑による
 注5：自動車保有台数は運輸省自動車交通局「市区町村別自動車保有車両数（平成12年）」
 全国軽自動車協会連合会「市区町村別軽自動車車両数（平成12年）」による
 注6：茨城県の日立市及び東京都の大田区については、その一部のみが対象地域となっているが
 ここでは全域の値を採用している

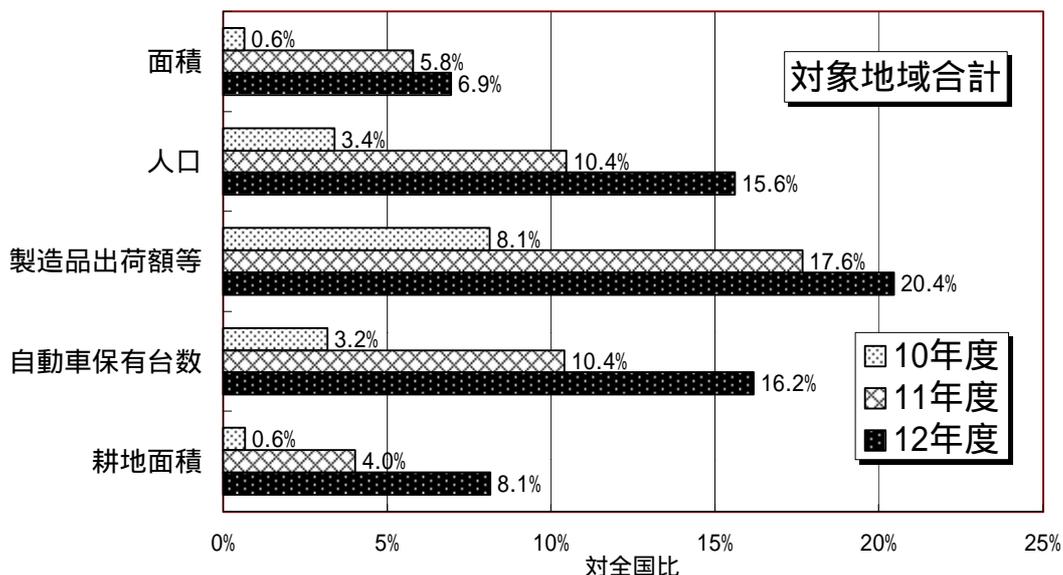


図1-1-1 対象地域の基礎的指標に関する対全国比の推移

1-1-4 対象化学物質

対象化学物質は、平成9年度パイロット事業では178物質(物質群を含む。以下同じ)、平成10年度、平成11年度パイロット事業では176物質としていたが、法律における対象化学物質 PRTR対象事業者等を定める法律施行令が平成11年3月に公布されたことを受け、法律に基づくPRTR対象化学物質である第一種指定化学物質354物質とした。

表 1-1-3 平成12年度PRTRパイロット事業対象物質リスト(その1)

特定第一種指定化学物質 ¹⁾	物質番号	CAS	物質名 ²⁾	物質名(英名)
	1	-	亜鉛の水溶性化合物 ³⁾	zinc compounds (water-soluble)
	2	79-06-1	アクリルアミド	Acrylamide
	3	79-10-7	アクリル酸	acrylic acid
	4	140-88-5	アクリル酸エチル	ethyl acrylate
	5	2439-35-2	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	2-(dimethylamino)ethyl acrylate
	6	96-33-3	アクリル酸メチル	methyl acrylate
	7	107-13-1	アクリロニトリル	Acrylonitrile
	8	107-02-8	アクロレイン	Acrolein
	9	103-23-1	アジピン酸ビス(2-エチルヘキシル)	bis(2-ethylhexyl) adipate
	10	111-69-3	アジポニトリル	Adiponitrile
	11	75-07-0	アセトアルデヒド	Acetaldehyde
	12	75-05-8	アセトニトリル	Acetonitrile
	13	78-67-1	2,2'-アゾビスイソブチロニトリル	2,2'-azobisisobutyronitrile
	14	90-04-0	o-アニシジン	o-anisidine
	15	62-53-3	アニリン	Aniline
	16	141-43-5	2-アミノエタノール	2-aminoethanol
	17	111-40-0	N-(2-アミノエチル)-1,2-エタンジアミン(別名ジエチレントリアミン)	N-(2-aminoethyl)-1,2-ethanediamine; diethylenetriamine
	18	120068-37-3	5-アミノ-1-[2,6-ジクロロ-4-(トリフルオロメチル)フェニル]-3-シアノ-4-[(トリフルオロメチル)スルフィニル]ピラゾール(別名フィプロニル)	5-amino-1-[2,6-dichloro-4-(trifluoromethyl)phenyl]-3-cyano-4-[(trifluoromethyl)sulfinyl]pyrazole; fipronil
	19	61-82-5	3-アミノ-1H-1,2,4-トリアゾール(別名アミトロール)	3-amino-1H-1,2,4-triazole; amitrole
	20	51276-47-2	2-アミノ-4-[ヒドロキシ(メチル)ホスフィノイル]酪酸(別名グルホシネート)	2-amino-4-[hydroxy(methyl)phosphinoyl]butyric acid; glufosinate
	21	591-27-5	m-アミノフェノール	m-aminophenol
	22	107-18-6	アリルアルコール	allyl alcohol
	23	106-92-3	1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン	1-allyloxy-2,3-epoxypropane
	24	-	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)	n-alkylbenzenesulfonic acid and its salts (alkyl C=10-14)
	25	-	アンチモン及びその化合物	antimony and its compounds
	26	1332-21-4	石綿	Asbestos
	27	4098-71-9	3-イソシアナトメチル-3,5,5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート	3-isocyanatomethyl-3,5,5-trimethylcyclohexyl isocyanate
	28	78-79-5	イソプレン	Isoprene
	29	80-05-7	4,4'-イソプロピリデンジフェノール(別名ビスフェノールA)	4,4'-isopropylidenediphenol; bisphenol A

表 1-1-3 平成 12 年度 P R T R パイロット事業対象物質リスト (その 2)

特定第一種指定化学物質 ^{*1}	物質番号	CAS	物質名 ^{*2}	物質名 (英名)
	30	25068-38-6	4,4'-イソプロピリデンジフェノールと1-クロロ-2,3-エポキシプロパンの重縮合物 (別名ビスフェノールA型エポキシ樹脂) (液状のものに限る。)	polymer of 4,4'-isopropylidenediphenol and 1-chloro-2,3-epoxypropane (liquid); bisphenol A type epoxy resin (liquid)
	31	4162-45-2	2,2'-(イソプロピリデンビス[(2,6-ジブロモ-4,1-フェニレン)オキシ])ジエタノール	2,2'-(isopropylidenebis[(2,6-dibromo-4,1-phenylene)oxy])diethanol
	32	96-45-7	2-イミダゾリジンチオン	2-imidazolidinethione
	33	13516-27-3	1,1'-[イミノジ(オクタメチレン)]ジグアニジン (別名イミノクタジン)	1,1'-[iminodi(octamethylene)]diguanidine; iminooctadine
	34	76578-14-8	エチル=2-[4-(6-クロロ-2-キノキサリニルオキシ)フェノキシ]プロピオナート (別名キザロホップエチル)	ethyl 2-[4-(6-chloro-2-quinoxalinyloxy)phenoxy]propionate; quizalofop-ethyl
	35	25319-90-8	S-エチル=2-(4-クロロ-2-メチルフェノキシ)チオアセタート (別名フェノチオール又は MCPA チオエチル)	S-ethyl 2-(4-chloro-2-methylphenoxy)thioacetate; phenothiol; MCPA-thioethyl
	36	36335-67-8	O-エチル=O-(6-ニトロ-m-トリル)=sec-ブチルホスホリアミドチオアート (別名ブタミホス)	O-ethyl O-(6-nitro-m-tolyl) sec-butylphosphoramidothioate; butamifos
	37	2104-64-5	O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート (別名 E P N)	O-ethyl O-4-nitrophenyl phenylphosphonothioate; EPN
	38	40487-42-1	N-(1-エチルプロピル)-2,6-ジニトロ-3,4-キシリジン (別名ペンディメタリン)	N-(1-ethylpropyl)-2,6-dinitro-3,4-xylidine; pendimethalin
	39	2212-67-1	S-エチル=ヘキサヒドロ-1H-アゼピン-1-カルボチオアート (別名モリネート)	S-ethyl hexahydro-1H-azepine-1-carbothioate; molinate
	40	100-41-4	エチルベンゼン	ethylbenzene
	41	151-56-4	エチレンイミン	ethyleneimine
	42	75-21-8	エチレンオキシド	ethylene oxide
	43	107-21-1	エチレングリコール	ethylene glycol
	44	110-80-5	エチレングリコールモノエチルエーテル	ethylene glycol monoethyl ether
	45	109-86-4	エチレングリコールモノメチルエーテル	ethylene glycol monomethyl ether
	46	107-15-3	エチレンジアミン	ethylenediamine
	47	60-00-4	エチレンジアミン四酢酸	ethylenediaminetetraacetic acid
	48	12122-67-7	N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛 (別名ジネブ)	zinc N,N'-ethylenebis(dithiocarbamate); zineb
	49	12427-38-2	N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガ (別名マンネブ)	manganese N,N'-ethylenebis(dithiocarbamate); maneb
	50	8018-01-7	N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガとN,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛の錯化合物 (別名マンコゼブ又はマンゼブ)	complex compounds of manganese N,N'-ethylenebis(dithiocarbamate) and zinc N,N'-ethylenebis(dithiocarbamate); mancozeb
	51	85-00-7	1,1'-エチレン-2,2'-ビピリジニウム=ジプロミド (別名ジクアトジプロミド又はジクワット)	1,1'-ethylene-2,2'-bipyridinium dibromide; diquat dibromide
	52	62-44-2	4'-エトキシアセトアニリド (別名フェナセチン)	4'-ethoxyacetanilide; phenacetin
	53	2593-15-9	5-エトキシ-3-トリクロロメチル-1,2,4-チアジアゾール (別名エクロメゾール)	5-ethoxy-3-trichloromethyl-1,2,4-thiadiazole; echlomezol
	54	106-89-8	エピクロロヒドリン	epichlorohydrin
	55	556-52-5	2,3-エポキシ-1-プロパノール	2,3-epoxy-1-propanol
	56	75-56-9	1,2-エポキシプロパン (別名酸化プロピレン)	1,2-epoxypropane; propylene oxide
	57	122-60-1	2,3-エポキシプロピル=フェニルエーテル	2,3-epoxypropyl phenyl ether
	58	111-87-5	1-オクタノール	1-octanol
	59	1806-26-4	p-オクチルフェノール	p-octylphenol

表 1-1-3 平成 12 年度 P R T R パイロット事業対象物質リスト (その 3)

特定第一 種指定化 学物質 ¹⁾	物質 番号	CAS	物質名 ²⁾	物質名 (英名)
	60	-	カドミウム及びその化合物	cadmium and its compounds
	61	105-60-2	-カプロラクタム	-caprolactam
	62	576-26-1	2,6-キシレノール	2,6-xylenol
	63	1330-20-7	キシレン	xylene
	64	-	銀及びその水溶性化合物 ³⁾	silver and its water-soluble compounds
	65	107-22-2	グリオキサール	glyoxal
	66	111-30-8	グルタルアルデヒド	glutaraldehyde
	67	1319-77-3	クレゾール	cresol
	68	-	クロム及び3価クロム化合物	chromium and chromium() compounds
	69	-	6価クロム化合物	chromium() compounds
	70	79-04-9	クロロアセチル=クロリド	chloroacetyl chloride
	71	95-51-2	o-クロロアニリン	o-chloroaniline
	72	106-47-8	p-クロロアニリン	p-chloroaniline
	73	108-42-9	m-クロロアニリン	m-chloroaniline
	74	75-00-3	クロロエタン	chloroethane
	75	1912-24-9	2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1,3,5-トリアジン (別名アトラジン)	2-chloro-4-ethylamino-6-isopropylamino-1,3,5-triazine; atrazine
	76	51218-45-2	2-クロロ-2'-エチル-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)-6'-メチルアセトアニリド(別名メトラクロール)	2-chloro-2'-ethyl-N-(2-methoxy-1-methylethyl)-6'-methylacetanilide; metolachlor
	77	75-01-4	クロロエチレン (別名塩化ビニル)	chloroethylene; vinyl chloride
	78	79622-59-6	3-クロロ-N-(3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2-ピリジル)- , , -トリフルオロ-2,6-ジニトロ-p-トルイジン (別名フルアジナム)	3-chloro-N-(3-chloro-5-trifluoromethyl-2-pyridyl)- , , -trifluoro-2,6-dinitro-p-toluidine; fluazinam
	79	119446-68-3	1-((2-[2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル]-4-メチル-1,3-ジオキサラン-2-イル)メチル)-1H-1,2,4-トリアゾール (別名ジフェノコナゾール)	1-((2-[2-chloro-4-(4-chlorophenoxy)phenyl]-4-methyl-1,3-dioxolan-2-yl)methyl)-1H-1,2,4-triazole; difenoconazole
	80	79-11-8	クロロ酢酸	chloroacetic acid
	81	51218-49-6	2-クロロ-2',6'-ジエチル-N-(2-プロポキシエチル)アセトアニリド (別名プレチラクロール)	2-chloro-2',6'-diethyl-N-(2-propoxyethyl)acetanilide; pretilachlor
	82	15972-60-8	2-クロロ-2',6'-ジエチル-N-(メトキシメチル)アセトアニリド (別名アラクロール)	2-chloro-2',6'-diethyl-N-(methoxymethyl)acetanilide;alachlor
	83	97-00-7	1-クロロ-2,4-ジニトロベンゼン	1-chloro-2,4-dinitrobenzene
	84	75-68-3	1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン (別名 H C F C -142 b)	1-chloro-1,1-difluoroethane; HCFC-142b
	85	75-45-6	クロロジフルオロメタン (別名 H C F C -22)	chlorodifluoromethane; HCFC-22
	86	2837-89-0	2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン (別名 H C F C -124)	2-chloro-1,1,1,2-tetrafluoroethane; HCFC-124
	87	-	クロロトリフルオロエタン (別名 H C F C -133)	chlorotrifluoroethane; HCFC-133
	88	75-72-9	クロロトリフルオロメタン (別名 C F C -13)	chlorotrifluoromethane; CFC-13
	89	95-49-8	o-クロロトルエン	o-chlorotoluene
	90	122-34-9	2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン (別名シマジン又は C A T)	2-chloro-4,6-bis(ethylamino)-1,3,5-triazine; shimazine; CAT
	91	107-05-1	3-クロロプロペン (別名塩化アリル)	3-chloropropene; allyl chloride
	92	86598-92-7	4-クロロベンジル=N-(2,4-ジクロロフェニル)-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)チオアセトイミダート (別名イミベンコナゾール)	4-chlorobenzyl N-(2,4-dichlorophenyl)-2-(1H-1,2,4-triazol-1-yl)thioacetimidate; imibenconazole

表 1-1-3 平成 12 年度 P R T R パイロット事業対象物質リスト (その 4)

特定第一 種指定化 学物質 ^{*1}	物質 番号	CAS	物質名 ^{*2}	物質名 (英名)
	93	108-90-7	クロロベンゼン	chlorobenzene
	94	76-15-3	クロロペンタフルオロエタン (別名 C F C -115)	chloropentafluoroethane; CFC-115
	95	67-66-3	クロロホルム	chloroform
	96	74-87-3	クロロメタン (別名塩化メチル)	chloromethane; methyl chloride
	97	94-74-6	(4-クロロ-2-メチルフェノキシ)酢酸 (別名 M C P 又は M C P A)	(4-chloro-2-methylphenoxy)acetic acid; MCP; MCPA
	98	96491-05-3	2-クロロ-N-(3-メトキシ-2-チエニル)-2'β'-ジメチルアセトアニリド (別名 テニルクロール)	2-chloro-N-(3-methoxy-2-thienyl)-2'β'-dimethylacetanilide; thenylchlor
	99	1314-62-1	五酸化バナジウム	divanadium pentoxide
	100	-	コバルト及びその化合物	cobalt and its compounds
	101	111-15-9	酢酸2-エトキシエチル (別名エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート)	2-ethoxyethyl acetate; ethylene glycol monoethyl ether acetate
	102	108-05-4	酢酸ビニル	vinyl acetate
	103	110-49-6	酢酸2-メトキシエチル (別名エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート)	2-methoxyethyl acetate; ethylene glycol monomethyl ether acetate
	104	90-02-8	サリチルアルデヒド	salicylaldehyde
	105	102851-06-9	-シアノ-3-フェノキシベンジル=N-(2-クロロ- , -トリフルオロ-p-トリル)-D-バリナート (別名フルバリネート)	-cyano-3-phenoxybenzyl N-(2-chloro- , -trifluoro-p-tolyl)-D-valinate; fluvalinate
	106	51630-58-1	-シアノ-3-フェノキシベンジル=2-(4-クロロフェニル)-3-メチルブチラート (別名フェンバレレート)	-cyano-3-phenoxybenzyl 2-(4-chlorophenyl)-3-methylbutyrate; fenvalerate
	107	52315-07-8	-シアノ-3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロビニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名シペルメトリン)	-cyano-3-phenoxybenzyl 3-(2,2-dichlorovinyl)-2,2-dimethylcyclopropane carboxylate; cypermethrin
	108	-	無機シアン化合物 (錯塩及びシアン酸塩を除く。)	inorganic cyanide compounds (except complex salts and cyanates)
	109	100-37-8	2-(ジエチルアミノ)エタノール	2-(diethylamino)ethanol
	110	28249-77-6	N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル (別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ)	S-4-chlorobenzyl N,N-diethylthiocarbamate; thiobencarb
	111	125306-83-4	N,N-ジエチル-3-(2,4,6-トリメチルフェニルスルホニル)-1H-1,2,4-トリアゾール-1-カルボキサミド (別名カフェンストロール)	N,N-diethyl-3-(2,4,6-trimethylphenylsulfonyl)-1H-1,2,4-triazole-1-carboxamide; cafenstrole
	112	56-23-5	四塩化炭素	tetrachloromethane
	113	123-91-1	1,4-ジオキサン	1,4-dioxane
	114	108-91-8	シクロヘキシルアミン	cyclohexylamine
	115	95-33-0	N-シクロヘキシル-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド	N-cyclohexyl-2-benzothiazolesulfenamide
	116	107-06-2	1,2-ジクロロエタン	1,2-dichloroethane
	117	75-35-4	1,1-ジクロロエチレン (別名塩化ビニリデン)	1,1-dichloroethylene; vinylidene dichloride
	118	156-59-2	cis-1,2-ジクロロエチレン	cis-1,2-dichloroethylene
	119	156-60-5	trans-1,2-ジクロロエチレン	trans-1,2-dichloroethylene
	120	101-14-4	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	3,3'-dichloro-4,4'-diaminodiphenylmethane
	121	75-71-8	ジクロロジフルオロメタン (別名 C F C -12)	dichlorodifluoromethane; CFC-12
	122	23950-58-5	3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド (別名プロピザミド)	3,5-dichloro-N-(1,1-dimethyl-2-propynyl)benzamide; propyzamide
	123	-	ジクロロテトラフルオロエタン (別名 C F C -114)	dichlorotetrafluoroethane; CFC-114

表 1-1-3 平成 12 年度 P R T R パイロット事業対象物質リスト (その 5)

特定第一 種指定化 学物質 ¹⁾	物質 番号	CAS	物質名 ²⁾	物質名 (英名)
	124	306-83-2	2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタン(別名HCFC-123)	2,2-dichloro-1,1,1-trifluoroethane; HCFC-123
	125	106917-52-6	2',4'-ジクロロ-, -, -トリフルオロ-4'-ニトロ-m-トルエンスルホンアニリド(別名フルスルファミド)	2',4'-dichloro-, -, -trifluoro-4'-nitro-m-toluenesulfonanilide; flusulfamide
	126	82692-44-2	2-[4-(2,4-ジクロロ-m-トルオイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]-4-メチルアセトフェノン(別名ベンゾフェナップ)	2-[4-(2,4-dichloro-m-toluoyl)-1,3-dimethyl-5-pyrazolyloxy]-4-methylacetophenone; benzofenap
	127	3209-22-1	1,2-ジクロロ-3-ニトロベンゼン	1,2-dichloro-3-nitrobenzene
	128	89-61-2	1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン	1,4-dichloro-2-nitrobenzene
	129	330-54-1	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1,1-ジメチル尿素(別名ジウロン又はDCMU)	3-(3,4-dichlorophenyl)-1,1-dimethylurea; diuron; DCMU
	130	330-55-2	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1-メトキシ-1-メチル尿素(別名リニュロン)	3-(3,4-dichlorophenyl)-1-methoxy-1-methylurea; linuron
	131	94-75-7	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(別名2,4-D又は2,4-PA)	2,4-dichlorophenoxyacetic acid; 2,4-D; 2,4-PA
	132	1717-00-6	1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン(別名HCFC-141b)	1,1-dichloro-1-fluoroethane; HCFC-141b
	133	75-43-4	ジクロロフルオロメタン(別名HCFC-21)	dichlorofluoromethane; HCFC-21
	134	96-23-1	1,3-ジクロロ-2-プロパノール	1,3-dichloro-2-propanol
	135	78-87-5	1,2-ジクロロプロパン	1,2-dichloropropane
	136	709-98-8	3',4'-ジクロロプロピオンアニリド(別名プロパニル又はDCPA)	3',4'-dichloropropionanilide; propanil; DCPA
	137	542-75-6	1,3-ジクロロプロペン(別名D-D)	1,3-dichloropropene; D-D
	138	91-94-1	3,3'-ジクロロベンジジン	3,3'-dichlorobenzidine
	139	95-50-1	o-ジクロロベンゼン	o-dichlorobenzene
	140	106-46-7	p-ジクロロベンゼン	p-dichlorobenzene
	141	71561-11-0	2-[4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]アセトフェノン(別名ピラゾキシフェン)	2-[4-(2,4-dichlorobenzoyl)-1,3-dimethyl-5-pyrazolyloxy]acetophenone; pyrazoxyfen
	142	58011-68-0	4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリル-4-トルエンスルホナート(別名ピラゾレート)	4-(2,4-dichlorobenzoyl)-1,3-dimethyl-5-pyrazolyl 4-toluenesulfonate; pyrazolynate
	143	1194-65-6	2,6-ジクロロベンゾニトリル(別名ジクロベニル又はDBN)	2,6-dichlorobenzonitrile; dichlobenil; DBN
	144	-	ジクロロペンタフルオロプロパン(別名HCFC-225)	dichloropentafluoropropane; HCFC-225
	145	75-09-2	ジクロロメタン(別名塩化メチレン)	dichloromethane; methylene dichloride
	146	3347-22-6	2,3-ジシアノ-1,4-ジチアアントラキノン(別名ジチアノン)	2,3-dicyano-1,4-dithiaanthraquinone; dithianon
	147	50512-35-1	1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル(別名イソプロチオラン)	diisopropyl 1,3-dithiolan-2-ylidenemalonate; isoprothiolane
	148	17109-49-8	ジチオリン酸O-エチル-S,S-ジフェニル(別名エディフェンホス又はEDDP)	O-ethyl S,S-diphenyl phosphorodithioate; edifenphos; EDDP
	149	640-15-3	ジチオリン酸S-2-(エチルチオ)エチル-O,O-ジメチル(別名チオメトン)	S-2-(ethylthio)ethyl O,O-dimethyl phosphorodithioate; thiometon
	150	35400-43-2	ジチオリン酸O-エチル-O-(4-メチルチオフェニル)-S-n-プロピル(別名スルプロホス)	O-ethyl O-4-(methylthio)phenyl S-n-propyl phosphorodithioate; sulprofos
	151	298-04-4	ジチオリン酸O,O-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル)(別名エチルチオメトン又はジスルホトン)	O,O-diethyl S-2-(ethylthio)ethyl phosphorodithioate; ethylthiometon; disulfoton

表 1-1-3 平成 12 年度 P R T R パイロット事業対象物質リスト (その 6)

特定第一種指定化学物質 ¹⁾	物質番号	CAS	物質名 ²⁾	物質名 (英名)
	152	2310-17-0	ジチオリン酸 O,O-ジエチル-S-[(6-クロロ-2,3-ジヒドロ-2-オキソベンゾオキサゾリニル)メチル] (別名ホサロン)	O,O-diethyl S-(6-chloro-2,3-dihydro-2-oxobenzoxazoliny) methyl phosphorodithioate; phosalone
	153	34643-46-4	ジチオリン酸 O-2,4-ジクロロフェニル-O-エチル-S-プロピル (別名プロチオホス)	O-2,4-dichlorophenyl O-ethyl S-propyl phosphorodithioate; prothiofos
	154	950-37-8	ジチオリン酸 S-(2,3-ジヒドロ-5-メトキシ-2-オキソ-1,3,4-チアジアゾール-3-イル)メチル-O,O-ジメチル (別名メチダチオン又は DMTP)	S-(2,3-dihydro-5-methoxy-2-oxo-1,3,4-thiadiazol-3-yl)methyl O,O-dimethyl phosphorodithioate; methidathion; DMTP
	155	121-75-5	ジチオリン酸 O,O-ジメチル-S-1,2-ビス(エトキシカルボニル)エチル (別名マラソン又はマラチオン)	O,O-dimethyl S-1,2-bis(ethoxycarbonyl)ethyl phosphorodithioate; malathon; malathion
	156	60-51-5	ジチオリン酸 O,O-ジメチル-S-[(N-メチルカルバモイル)メチル] (別名ジメトエート)	O,O-dimethyl S-(N-methylcarbamoyl)methyl phosphorodithioate; dimethoate
	157	25321-14-6	ジニトロトルエン	dinitrotoluene
	158	51-28-5	2,4-ジニトロフェノール	2,4-dinitrophenol
	159	122-39-4	ジフェニルアミン	diphenylamine
	160	102-81-8	2-(ジ-n-ブチルアミノ)エタノール	2-(di-n-butylamino)ethanol
	161	55285-14-8	N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバミン酸 2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フランニル (別名カルボスルファン)	2,3-dihydro-2,2-dimethyl-7-benzo[b]furyl N-(dibutylamino)thio-N-methylcarbamate; carbosulfan
	162	-	ジブロモテトラフルオロエタン (別名ハロン-2402)	dibromotetrafluoroethane; halone-2402
	163	87-62-7	2,6-ジメチルアニリン	2,6-dimethylaniline
	164	95-64-7	3,4-ジメチルアニリン	3,4-dimethylaniline
	165	62850-32-2	N,N-ジメチルチオカルバミン酸 S-4-フェノキシブチル (別名フェノチオカルブ)	S-4-phenoxybutyl N,N-dimethylthiocarbamate; phenothiocarb
	166	1643-20-5	N,N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド	N,N-dimethyldodecylamine N-oxide
	167	52-68-6	ジメチル=2,2,2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート (別名トリクロロホン又は DEP)	dimethyl 2,2,2-trichloro-1-hydroxyethylphosphonate; trichlorfon; DEP
	168	4685-14-7	1,1'-ジメチル-4,4'-ビピリジニウム塩 (次号に掲げるものを除く。)	1,1'-dimethyl-4,4'-bipyridinium salts (except paraquat dichloride)
	169	1910-42-5	1,1'-ジメチル-4,4'-ビピリジニウム=ジクロリド (別名パラコート又はパラコートジクロリド)	1,1'-dimethyl-4,4'-bipyridinium dichloride; paraquat; paraquat dichloride
	170	85785-20-2	N-(1,2-ジメチルプロピル)-N-エチルチオカルバミン酸 S-ベンジル (別名エスプロカルブ)	S-benzyl N-(1,2-dimethylpropyl)-N-ethylthiocarbamate; esprocarb
	171	119-93-7	3,3'-ジメチルベンジジン (別名 o-トリジン)	3,3'-dimethylbenzidine; o-tolidine
	172	68-12-2	N,N-ジメチルホルムアミド	N,N-dimethylformamide
	173	2597-03-7	2-[(ジメトキシホスフィノチオイル)チオ]-2-フェニル酢酸エチル (別名フェントエート又は P A P)	ethyl 2-[(dimethoxyphosphinothioyl)thio]-2-phenylacetate; phenthoate; PAP
	174	3861-47-0	3,5-ジイード-4-オクタノイルオキシベンゾニトリル (別名アイオキシニル)	3,5-diiodo-4-octanoyloxybenzoxonitrile; ioxynil octanoate
	175	-	水銀及びその化合物	mercury and its compounds
	176	-	有機スズ化合物	organic tin compounds
	177	100-42-5	スチレン	styrene
	178	-	セレン及びその化合物	selenium and its compounds
	179	-	ダイオキシン類	dioxins
	180	533-74-4	2-チオキソ-3,5-ジメチルテトラヒドロ-2H-1,3,5-チアジアジン (別名ダゾメット)	2-thioxo-3,5-dimethyltetrahydro-2H-1,3,5-thiadiazine; dazomet
	181	62-56-6	チオ尿素	thiourea

表 1-1-3 平成 12 年度 P R T R パイロット事業対象物質リスト (その 7)

特定第一 種指定化 学物質 ¹⁾	物質 番号	CAS	物質名 ²⁾	物質名 (英名)
	182	108-98-5	チオフェノール	thiophenol
	183	77458-01-6	チオりん酸O-1-(4-クロロフェニル)-4-ピラゾ リル-O-エチル-S-プロピル(別名ピラクロホ ス)	O-1-(4-chlorophenyl)-4-pyrazolyl O-ethyl S-propyl phosphorothioate; pyraclofos
	184	2636-26-2	チオりん酸O-4-シアノフェニル-O,O-ジメチ ル(別名シアノホス又はCYAP)	O-4-cyanophenyl O,O-dimethyl phosphorothioate; cyanophos; CYAP
	185	333-41-5	チオりん酸O,O-ジエチル-O-(2-イソプロピ ル-6-メチル-4-ピリミジニル)(別名ダイアジ ノン)	O,O-diethyl O-2-isopropyl-6-methyl-4-pyrimidinyl phosphorothioate; diazinon
	186	119-12-0	チオりん酸O,O-ジエチル-O-(6-オキソ-1-フ ェニル-1,6-ジヒドロ-3-ピリダジニル)(別名ピ リダフェンチオン)	O,O-diethyl O-6-oxo-1-phenyl-1,6-dihydro-3-pyridazinyl phosphorothioate; pyridaphenthion
	187	13593-03-8	チオりん酸O,O-ジエチル-O-2-キノキサリ ニル(別名キナルホス)	O,O-diethyl O-2-quinoxaliny phosphorothioate; quinalphos
	188	2921-88-2	チオりん酸O,O-ジエチル-O-(3,5,6-トリクロ ロ-2-ピリジニル)(別名クロルピリホス)	O,O-diethyl O-3,5,6-trichloro-2-pyridyl phosphorothioate; chlorpyrifos
	189	18854-01-8	チオりん酸O,O-ジエチル-O-(5-フェニル-3- イソオキサゾリル)(別名イソキサチオン)	O,O-diethyl O-5-phenyl-3-isoxazolyl phosphorothioate; isoxathion
	190	97-17-6	チオりん酸O-2,4-ジクロロフェニル-O,O-ジ エチル(別名ジクロロフェンチオン又はECP)	O-2,4-dichlorophenyl O,O-diethyl phosphorothioate; dichlofenthion; ECP
	191	2275-23-2	チオりん酸O,O-ジメチル-S-[2-[1-(N-メチ ルカルバモイル)エチルチオ]エチル](別名バ ミドチオン)	O,O-dimethyl S-2-[1-(N-methylcarbamoyl)ethylthio]ethyl phosphorothioate; vamidothion
	192	122-14-5	チオりん酸O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニ トロフェニル)(別名フェニトロチオン又はME P)	O,O-dimethyl O-3-methyl-4-nitrophenyl phosphorothioate; fenitrothion; MEP
	193	55-38-9	チオりん酸O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-メ チルチオフェニル)(別名フェンチオン又はM PP)	O,O-dimethyl O-3-methyl-4-(methylthio)phenyl phosphorothioate; fenthion; MPP
	194	5598-13-0	チオりん酸O-3,5,6-トリクロロ-2-ピリジニル-O, O-ジメチル(別名クロルピリホスメチル)	O-3,5,6-trichloro-2-pyridyl O,O-dimethyl phosphorothioate; chlorpyrifos-methyl
	195	41198-08-7	チオりん酸O-4-ブロモ-2-クロロフェニル-O- エチル-S-プロピル(別名プロフェノホス)	O-4-bromo-2-chlorophenyl O-ethyl S-propyl phosphorothioate; profenofos
	196	26087-47-8	チオりん酸S-ベンジル-O,O-ジイソプロピル (別名イプロベンホス又はIBP)	S-benzyl O,O-diisopropyl phosphorothioate; iprobenfos; IBP
	197	1163-19-5	デカブロモジフェニルエーテル	decabromodiphenyl ether
	198	100-97-0	1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.1 ^{3,7}]デカン (別名ヘキサメチレンテトラミン)	1,3,5,7-tetraazatricyclo[3.3.1.1 ^{3,7}]decane; hexamethylenetetramine
	199	1897-45-6	テトラクロロイソフタロニトリル(別名クロロタロ ニル又はTPN)	tetrachloroisophthalonitrile; chlorothalonil; TPN
	200	127-18-4	テトラクロロエチレン	tetrachloroethylene
	201	-	テトラクロロジフルオロエタン(別名CFC-112)	tetrachlorodifluoroethane; CFC-112
	202	11070-44-3	テトラヒドロメチル無水フタル酸	tetrahydromethylphthalic anhydride
	203	116-14-3	テトラフルオロエチレン	tetrafluoroethylene
	204	137-26-8	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラ ム又はチラム)	tetramethylthiuram disulfide; thiram
	205	100-21-0	テレフタル酸	terephthalic acid
	206	120-61-6	テレフタル酸ジメチル	dimethyl terephthalate
	207	-	銅水溶性塩(錯塩を除く。) ³⁾	copper salts (water-soluble, except complex salts)
	208	75-87-6	トリクロロアセトアルデヒド	trichloroacetaldehyde
	209	71-55-6	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,1-trichloroethane

表 1-1-3 平成 12 年度 P R T R パイロット事業対象物質リスト (その 8)

特定第一 種指定化 学物質 ^{*1}	物質 番号	CAS	物質名 ^{*2}	物質名 (英名)
	210	79-00-5	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,2-trichloroethane
	211	79-01-6	トリクロロエチレン	trichloroethylene
	212	108-77-0	2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジン	2,4,6-trichloro-1,3,5-triazine
	213	-	トリクロロトリフルオロエタン (別名 C F C -113)	trichlorotrifluoroethane; CFC-113
	214	76-06-2	トリクロロニトロメタン (別名クロロピクリン)	trichloronitromethane; chloropicrin
	215	115-32-2	2,2,2-トリクロロ-1,1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール (別名ケルセン又はジコホル)	2,2,2-trichloro-1,1-bis(4-chlorophenyl)ethanol; kelthane; dicofof
	216	55335-06-3	(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル)オキシ酢酸 (別名トリクロピル)	(3,5,6-trichloro-2-pyridyl)oxyacetic acid; triclopyr
	217	75-69-4	トリクロロフルオロメタン (別名 C F C -11)	trichlorofluoromethane; CFC-11
	218	2451-62-9	1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)-1,3,5-トリアジン-2,4,6(1H,3H,5H)-トリオン	1,3,5-tris(2,3-epoxypropyl)-1,3,5-triazine-2,4,6(1H,3H,5H)-trione
	219	118-96-7	2,4,6-トリニトロトルエン	2,4,6-trinitrotoluene
	220	1582-09-8	, , -トリフルオロ-2,6-ジニトロ-N,N-ジプロピル-p-トルイジン (別名トリフルラリン)	, , -trifluoro-2,6-dinitro-N,N-dipropyl-p-toluidine; trifluralin
	221	118-79-6	2,4,6-トリブロモフェノール	2,4,6-tribromophenol
	222	75-25-2	トリブロモメタン (別名ブロモホルム)	tribromomethane; bromoform
	223	3452-97-9	3,5,5-トリメチル-1-ヘキサノール	3,5,5-trimethyl-1-hexanol
	224	108-67-8	1,3,5-トリメチルベンゼン	1,3,5-trimethylbenzene
	225	95-53-4	o-トルイジン	o-toluidine
	226	106-49-0	p-トルイジン	p-toluidine
	227	108-88-3	トルエン	toluene
	228	95-80-7	2,4-トルエンジアミン	2,4-toluenediamine
	229	52570-16-8	2-(2-ナフチルオキシ)プロピオンアニリド (別名ナプロアニリド)	2-(2-naphthoxy)propionanilide; naproanilide
	230	-	鉛及びその化合物	lead and its compounds
	231	7440-02-0	ニッケル	nickel
	232	-	ニッケル化合物	nickel compounds
	233	139-13-9	ニトリロ三酢酸	nitrioltriacetic acid
	234	100-01-6	p-ニトロアニリン	p-nitroaniline
	235	628-96-6	ニトログリコール	nitroglycol
	236	55-63-0	ニトログリセリン	nitroglycerin
	237	100-00-5	p-ニトロクロロベンゼン	p-nitrochlorobenzene
	238	86-30-6	N-ニトロソジフェニルアミン	N-nitrosodiphenylamine
	239	100-02-7	p-ニトロフェノール	p-nitrophenol
	240	98-95-3	ニトロベンゼン	nitrobenzene
	241	75-15-0	二硫化炭素	carbon disulfide
	242	25154-52-3	ノニルフェノール	nonylphenol
	243	-	バリウム及びその水溶性化合物 ^{*3}	barium and its water-soluble compounds
	244	88-89-1	ピクリン酸	picric acid
	245	1014-70-6	2,4-ビス(エチルアミノ)-6-メチルチオ-1,3,5-トリアジン (別名シメトリン)	2,4-bis(ethylamino)-6-methylthio-1,3,5-triazine; simetryn
	246	10380-28-6	ビス(8-キノリノラト)銅 (別名オキシ銅又は有機銅)	bis(8-quinolinolato)copper; oxine-copper
	247	74115-24-5	3,6-ビス(2-クロロフェニル)-1,2,4,5-テトラジン (別名クロフェンチジン)	3,6-bis(2-chlorophenyl)-1,2,4,5-tetrazine; clofentezine

表 1-1-3 平成 12 年度 P R T R パイロット事業対象物質リスト (その 9)

特定第一 種指定化 学物質 ¹⁾	物質 番号	CAS	物質名 ²⁾	物質名 (英名)
	248	563-12-2	ビス(ジチオリン酸) S,S'-メチレン-O,O,O',O'-テトラエチル (別名エチオン)	S,S'-methylene O,O,O',O'-tetraethyl bis(phosphorodithioate); ethion
	249	137-30-4	ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン酸) 亜鉛 (別名ジラム)	zinc bis(N,N'-dimethyldithiocarbamate); ziram
	250	64440-88-6	ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン酸) N,N'-エチレンビス(チオカルバモイルチオ亜鉛) (別名ポリカーバメート)	N,N'-ethylenebis(thiocarbamoylthiozinc) bis(N,N-dimethyldithiocarbamate); polycarbamate
	251	61789-80-8	ビス(水素化牛脂) ジメチルアンモニウム=クロリド	bis(hydrogenated tallow)dimethylammonium chloride
	252	-	砒素及びその無機化合物	arsenic and its inorganic compounds
	253	302-01-2	ヒドラジン	hydrazine
	254	123-31-9	ヒドロキノン	hydroquinone
	255	100-40-3	4-ビニル-1-シクロヘキセン	4-vinyl-1-cyclohexene
	256	100-69-6	2-ビニルピリジン	2-vinylpyridine
	257	55179-31-2	1-(4-ビフェニルオキシ)-3,3-ジメチル-1-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)-2-ブタノール (別名ビテルタノール)	1-(4-biphenyloxy)-3,3-dimethyl-1-(1H-1,2,4-triazol-1-yl)-2-butanol; bitertanol
	258	110-85-0	ピペラジン	piperazine
	259	110-86-1	ピリジン	pyridine
	260	120-80-9	ピロカテコール (別名カテコール)	pyrocatechol
	261	96-09-3	フェニルオキシラン	phenyloxirane
	262	95-54-5	o-フェニレンジアミン	o-phenylenediamine
	263	106-50-3	p-フェニレンジアミン	p-phenylenediamine
	264	108-45-2	m-フェニレンジアミン	m-phenylenediamine
	265	156-43-4	p-フェネチジン	p-phenetidine
	266	108-95-2	フェノール	phenol
	267	52645-53-1	3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロビニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシレート (別名ペルメトリン)	3-phenoxybenzyl 3-(2,2-dichlorovinyl)-2,2-dimethylcyclopropanecarboxylate; permethrin
	268	106-99-0	1,3-ブタジエン	1,3-butadiene
	269	117-84-0	フタル酸ジ-n-オクチル	di-n-octyl phthalate
	270	84-74-2	フタル酸ジ-n-ブチル	di-n-butyl phthalate
	271	3648-21-3	フタル酸ジ-n-ヘプチル	di-n-heptyl phthalate
	272	117-81-7	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	bis(2-ethylhexyl) phthalate
	273	85-68-7	フタル酸n-ブチル=ベンジル	n-butyl benzyl phthalate
	274	69327-76-0	2-tert-ブチルイミノ-3-イソプロピル-5-フェニルテトラヒドロ-4H-1,3,5-チアジジン-4-オン (別名ブプロフェジン)	2-tert-butylimino-3-isopropyl-5-phenyltetrahydro-4H-1,3,5-thiadiazin-4-one; buprofezin
	275	112410-23-8	N-tert-ブチル-N'-(4-エチルベンゾイル)-3,5-ジメチルベンゾヒドラジド(別名テブフェノジド)	N-tert-butyl-N'-(4-ethylbenzoyl)-3,5-dimethylbenzohydrazide; tebufenozide
	276	17804-35-2	N-[1-(N-n-ブチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダゾール]カルバミン酸メチル(別名ベノミル)	methyl N-[1-(N-n-butylcarbamoyl)-1H-2-benzimidazolyl]carbamate; benomyl
	277	122008-85-9	ブチル=(R)-2-[4-(4-シアノ-2-フルオロフェノキシ)フェノキシ]プロピオネート(別名シハコホップブチル)	butyl (R)-2-[4-(4-cyano-2-fluorophenoxy)phenoxy]propionate; cyhalofop-butyl
	278	134098-61-6	tert-ブチル=4-(((1,3-ジメチル-5-フェノキシ-4-ピラゾール)メチリデン)アミノオキシ)メチル)ベンゾアート (別名フェンピロキシメート)	tert-butyl 4-(((1,3-dimethyl-5-phenoxy-4-pyrazolyl)methylidene)aminooxy)methyl)benzoate; fenpyroximate

表 1-1-3 平成 12 年度 P R T R パイロット事業対象物質リスト (その 1 0)

特定第一 種指定化 学物質 ¹⁾	物質 番号	CAS	物質名 ²⁾	物質名 (英名)
	279	2312-35-8	2-(4-tert-ブチルフェノキシ)シクロヘキシル =2-プロピニル=スルフィット(別名プロパルギッ ト又はB P P S)	2-(4-tert-butylphenoxy)cyclohexyl 2-propynyl sulfite; propargite; BPPS
	280	96489-71-3	2-tert-ブチル-5-(4-tert-ブチルベンジルチ オ)-4-クロロ-3(2H)-ピリダジノン(別名ピリダ ベン)	2-tert-butyl-5-(4-tert-butylbenzylthio)-4-chl oro-3(2H)-pyridazinone; pyridaben
	281	119168-77-3	N-(4-tert-ブチルベンジル)-4-クロロ-3-エ チル-1-メチルピラゾール-5-カルボキサミド (別名テブフェンピラド)	N-(4-tert-butylbenzyl)-4-chloro-3-ethyl-1-m ethylpyrazole-5-carboxamide; tebufenpyrad
	282	95-31-8	N-(tert-ブチル)-2-ベンゾチアゾールスルフ エンアミド	N-(tert-butyl)-2-benzothiazolesulfenamide
	283	-	ふっ化水素及びその水溶性塩 ³⁾	hydrogen fluoride and its water-soluble salts
	284	12071-83-9	N,N'-プロピレンビス(ジチオカルバミン酸)と 亜鉛の重合体(別名プロピネブ)	polymer of N,N'-propylenebis (dithiocarbamic acid) and zinc; propineb
	285	353-59-3	ブロモクロロジフルオロメタン(別名ハロン -1211)	bromochlorodifluoromethane; halone-1211
	286	75-63-8	ブロモトリフルオロメタン(別名ハロン-1301)	bromotrifluoromethane; halone-1301
	287	75-26-3	2-ブロモプロパン	2-bromopropane
	288	74-83-9	ブロモメタン(別名臭化メチル)	bromomethane; methyl bromide
	289	13356-08-6	ヘキサキス(2-メチル-2-フェニルプロピル)ジ スタノキサン(別名酸化フェンブタズ)	hexakis(2-methyl-2-phenylpropyl)distannoxane ; fenbutatin oxide
	290	115-28-6	1,4,5,6,7,7-ヘキサクロロピシクロ[2.2.1]-5-ヘ プテン-2,3-ジカルボン酸(別名クロレンド酸)	1,4,5,6,7,7-hexachlorobicyclo[2.2.1]-5-hepten e-2,3-dicarboxylic acid; chlorendic acid
	291	115-29-7	6,7,8,9,10,10-ヘキサクロロ-1,5,5a,6,9,9a-ヘ キサヒドロ-6,9-メタノ-2,4,3-ベンゾジオキサチ エピン=3-オキシド(別名エンドスルファン又は ベンゾエピン)	6,7,8,9,10,10-hexachloro-1,5,5a,6,9,9a-hexah ydro-6,9-methano-2,4,3-benzodioxathiepine 3-oxide; endosulfan
	292	124-09-4	ヘキサメチレンジアミン	hexamethylenediamine
	293	822-06-0	ヘキサメチレン=ジイソシアネート	hexamethylene diisocyanate
	294	-	ベリリウム及びその化合物	beryllium and its compounds
	295	98-07-7	ベンジリジン=トリクロリド	benzylidyne trichloride
	296	98-87-3	ベンジリデン=ジクロリド	benzylidene dichloride
	297	100-44-7	ベンジル=クロリド(別名塩化ベンジル)	benzyl chloride
	298	100-52-7	ベンズアルデヒド	benzaldehyde
	299	71-43-2	ベンゼン	benzene
	300	552-30-7	1,2,4-ベンゼントリカルボン酸1,2-無水物	1,2,4-benzenetricarboxylic 1,2-anhydride
	301	73250-68-7	2-(2-ベンゾチアゾリルオキシ)-N-メチルアセ トアニリド(別名メフェナセト)	2-(2-benzothiazolyloxy)-N-methylacetanilide; mefenacet
	302	82-68-8	ペンタクロロニトロベンゼン(別名キントゼン又 はP C N B)	pentachloronitrobenzene; quintozene; PCNB
	303	87-86-5	ペンタクロロフェノール	pentachlorophenol
	304	-	ほう素及びその化合物	boron and its compounds
	305	75-44-5	ホスゲン	phosgene
	306	1336-36-3	ポリ塩化ビフェニル(別名P C B)	polychlorinated biphenyls; PCBs
	307	-	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アル キル基の炭素数が12から15までのもの及び その混合物に限る。)	poly(oxyethylene) alkyl ether (alkyl C=12-15)
	308	9036-19-5	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニルエー テル	poly(oxyethylene) octylphenyl ether
	309	9016-45-9	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエー テル	poly(oxyethylene) nonylphenyl ether

表 1-1-3 平成 12 年度 P R T R パイロット事業対象物質リスト (その 1 1)

特定第一 種指定化 学物質 ¹⁾	物質 番号	CAS	物質名 ²⁾	物質名 (英名)
	310	50-00-0	ホルムアルデヒド	formaldehyde
	311	-	マンガン及びその化合物	manganese and its compounds
	312	85-44-9	無水フタル酸	phthalic anhydride
	313	108-31-6	無水マレイン酸	maleic anhydride
	314	79-41-4	メタクリル酸	methacrylic acid
	315	688-84-6	メタクリル酸2-エチルヘキシル	2-ethylhexyl methacrylate
	316	106-91-2	メタクリル酸2,3-エポキシプロピル	2,3-epoxypropyl methacrylate
	317	105-16-8	メタクリル酸2-(ジエチルアミノ)エチル	2-(diethylamino)ethyl methacrylate
	318	2867-47-2	メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	2-(dimethylamino)ethyl methacrylate
	319	97-88-1	メタクリル酸n-ブチル	n-butyl methacrylate
	320	80-62-6	メタクリル酸メチル	methyl methacrylate
	321	126-98-7	メタクリロニトリル	methacrylonitrile
	322	89269-64-7	(Z)-2'-メチルアセトフェノン=4,6-ジメチル-2-ピリミジンヒドラゾン (別名フェリムゾン)	(Z)-2'-methylacetophenone 4,6-dimethyl-2-pyrimidinylhydrazone; ferimzone
	323	100-61-8	N-メチルアニリン	N-methylaniline
	324	556-61-6	メチル=イソチオシアネート	methyl isothiocyanate
	325	2631-40-5	N-メチルカルバミン酸2-イソプロピルフェニル (別名イソプロカルブ又はMIPC)	2-isopropylphenyl N-methylcarbamate; isoprocab; MIPC
	326	114-26-1	N-メチルカルバミン酸2-イソプロポキシフェニル (別名プロボキスル又はPHC)	2-isopropoxyphenyl N-methylcarbamate; propoxur; PHC
	327	1563-66-2	N-メチルカルバミン酸2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル (別名カルボフラン)	2,3-dihydro-2,2-dimethyl-7-benzo[b]furan N-methylcarbamate; carbofuran
	328	2655-14-3	N-メチルカルバミン酸3,5-ジメチルフェニル (別名XMC)	3,5-dimethylphenyl N-methylcarbamate; XMC
	329	63-25-2	N-メチルカルバミン酸1-ナフチル (別名カルバリル又はNAC)	1-naphthyl N-methylcarbamate; carbaryl; NAC
	330	3766-81-2	N-メチルカルバミン酸2-sec-ブチルフェニル (別名フェノブカルブ又はBPMC)	2-sec-butylphenyl N-methylcarbamate; fenobucarb; BPMC
	331	100784-20-1	メチル=3-クロロ-5-(4,6-ジメトキシ-2-ピリミジンカルバモイルスルファモイル)-1-メチルピラゾール-4-カルボキシラート (別名ハロスルフロンメチル)	methyl 3-chloro-5-(4,6-dimethoxy-2-pyrimidinylcarbamoylsulfamoyl)-1-methylpyrazole-4-carboxylate; halosulfuron-methyl
	332	33089-61-1	3-メチル-1,5-ジ(2,4-キシリル)-1,3,5-トリアザペンタ-1,4-ジエン (別名アミトラズ)	3-methyl-1,5-di(2,4-xylyl)-1,3,5-triazapenta-1,4-diene; amitraz
	333	144-54-7	N-メチルジチオカルバミン酸 (別名カーバム)	N-methyldithiocarbamic acid; carbam
	334	2439-01-2	6-メチル-1,3-ジチオ[4,5-b]キノキサリン-2-オン	6-methyl-1,3-dithio[4,5-b]quinoxalin-2-one
	335	98-83-9	-メチルスチレン	-methylstyrene
	336	108-99-6	3-メチルピリジン	3-methylpyridine
	337	61432-55-1	S-1-メチル-1-フェニルエチル=ピペリジン-1-カルボチオアート (別名ジメピペレート)	S-1-methyl-1-phenylethyl 1-piperidinecarbothioate; dimepiperate
	338	26471-62-5	メチル-1,3-フェニレン=ジイソシアネート (別名 m-トリレンジイソシアネート)	methyl-1,3-phenylene diisocyanate; m-tolylene diisocyanate
	339	88-85-7	2-(1-メチルプロピル)-4,6-ジニトロフェノール	2-(1-methylpropyl)-4,6-dinitrophenol
	340	101-77-9	4,4'-メチレンジアニリン	4,4'-methylenedianiline
	341	5124-30-1	メチレンビス(4,1-シクロヘキシレン)=ジイソシアネート	methylenebis(4,1-cyclohexylene) diisocyanate
	342	88678-67-5	N-(6-メトキシ-2-ピリジル)-N-メチルチオカルバミン酸O-3-tert-ブチルフェニル (別名ピリブチカルブ)	O-3-tert-butylphenyl N-(6-methoxy-2-pyridyl)-N-methylthiocarbamate; pyributicarb

表 1-1-3 平成 12 年度 P R T R パイロット事業対象物質リスト (その 1 2)

特定第一種指定化学物質 ^{*1}	物質番号	CAS	物質名 ^{*2}	物質名 (英名)
	343	298-81-7	9-メトキシ-7H-フロ[3,2-g][1]ベンゾピラン-7-オン (別名メトキサレン)	9-methoxy-7H-furo[3,2-g][1]benzopyran-7-one; methoxsalen
	344	120-71-8	2-メトキシ-5-メチルアニリン	2-methoxy-5-methylaniline
	345	68-11-1	メルカプト酢酸	mercaptoacetic acid
	346	-	モリブデン及びその化合物	molybdenum and its compounds
	347	470-90-6	りん酸2-クロロ-1-(2,4-ジクロロフェニル)ビニル=ジエチル (別名クロルフェンビンホス又はCVP)	2-chloro-1-(2,4-dichlorophenyl)vinyl diethyl phosphate; chlorfenvinphos; CVP
	348	2274-67-1	りん酸2-クロロ-1-(2,4-ジクロロフェニル)ビニル=ジメチル (別名ジメチルビンホス)	2-chloro-1-(2,4-dichlorophenyl)vinyl dimethyl phosphate; dimethylvinphos
	349	300-76-5	りん酸1,2-ジブロモ-2,2-ジクロロエチル=ジメチル (別名ナレド又はB R P)	1,2-dibromo-2,2-dichloroethyl dimethyl phosphate; naled; BRP
	350	62-73-7	りん酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル (別名ジクロルボス又はD D V P)	dimethyl 2,2-dichlorovinyl phosphate; dichlorvos; DDVP
	351	6923-22-4	りん酸ジメチル=(E)-1-メチル-2-(N-メチルカルバモイル)ビニル (別名モノクロトホス)	dimethyl (E)-1-methyl-2-(N-methyl carbamoyl)vinyl phosphate; monocrotophos
	352	115-96-8	りん酸トリス(2-クロロエチル)	tris(2-chloroethyl) phosphate
	353	25155-23-1	りん酸トリス (ジメチルフェニル)	tris(dimethylphenyl) phosphate
	354	126-73-8	りん酸トリ-n-ブチル	tri-n-butyl phosphate

*1 「特定第一種指定化学物質」とは、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令第4条で規定している「特定第一種指定化学物質」のこと。

*2 「物質名」は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令(平成12年政令第138号)別表1の名称を記載しているが、これ以外の別名もあり得ることに注意。

*3 「水溶性」とは、常温で中性の水に対し1質量%(10g/L)以上溶解することをいう。

1-1-5 事業所に対する排出量・移動量調査

(1) 調査対象事業所

法律施行令で第一種指定化学物質等取扱事業者の要件が規定されたことから、できるだけこの要件と同じになるよう調査対象事業者を決定した。まず、以下の要件のうち対象業種と従業員数をとともに満たすと考えられる事業所に対し各調査実施自治体から調査資料一式を配付し、全ての調査対象事業所に対し事業所の概要等の報告(調査票様式1の提出)を依頼した。さらに、取扱量等の要件を満たす事業所に報告(調査票様式2A、2Bの提出)を依頼した。

対象業種：施行令第3条に示す業種(表1-1-4を参照)

従業員数：常用雇用者数21人以上の事業所(施行令第4条では「21人以上の事業者」)

取扱量等の要件(施行令第4条の要件と同じ)

- いずれかの第一種指定化学物質の年間取扱量が1t以上である事業所。
- いずれかの特定第一種指定化学物質の年間取扱量が0.5t以上である事業所。
- 金属鉱業または原油及び天然ガス鉱業を営み、鉱山保安法に規定する建設物、工作物その他の施設を設置している事業所。
- 下水道業を営み、下水道終末処理施設を設置している事業所。

e) 一般廃棄物処理業または産業廃棄物処分量を営み、一般廃棄物処理施設または産業廃棄物処理施設を設置している事業所。

f) ダイオキシン特別措置法に規定する特定施設を設置している事業所。

表 1-1-4 対象業種

対 象 業 種	
1	金属鉱業
2	原油及び天然ガス鉱業
3	製造業 (食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、衣服・その他の繊維製品製造業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、出版・印刷・同関連産業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、精密機械器具製造業、武器製造業、その他の製造業)
4	電気業
5	ガス業
6	熱供給業
7	下水道業
8	鉄道業
9	倉庫業(農作物を保管するもの又は貯蔵タンクにより気体若しくは液体を貯蔵するものに限る。)
10	石油卸売業
11	鉄スクラップ卸売業(自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収し、又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外すものに限る。)
12	自動車卸売業(自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収するものに限る。)
13	燃料小売業
14	洗濯業
15	写真業
16	自動車整備業
17	機械修理業
18	商品検査業
19	計量証明業(一般計量証明業を除く。)
20	ごみ処分量
21	産業廃棄物処分量
22	特別管理産業廃棄物処分量
23	高等教育機関(付属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く。)
24	自然科学研究所

(2) 報告の対象とする排出量・移動量

(1) a)、b)の取扱量の要件により報告の対象となった事業所については、その取扱量の要件に該当する対象化学物質について、(1) c)~f)の施設の要件により報告の対象となった事業所については、他法令等に基づいて実測している対象化学物質について平成11年度1年間に事業所から排出・移動した量の報告(調査票様式2A、2Bの提出)を依頼した。

排出量・移動量は、次の区分ごとに報告対象とした。

ア．大気への排出量

排気口や煙突からの排出だけではなく、パイプの継ぎ目からの漏洩等も含め、予想されるあらゆる排出を対象とした。

イ．公共用水域への排出量

反応容器の洗浄水等が公共用水域に排出されるような場合も含め、予想されるあらゆる公共用水域への排出を対象とした。また、廃液・廃棄物を自ら公海域に投棄する場合も対象とした。

なお、公共下水道へ排出している場合については、これまでのパイロット事業とは異なり、移動量としての区分で報告を依頼した。

ウ．土壌への排出量

地上タンクからの漏洩、移送や移し替え時の漏洩等だけでなく、パイプから土壌への漏洩等も含め、予想されるあらゆる排水の地下への浸透を対象とした。

エ．事業所敷地内で行う廃棄物の埋立処分に含まれる量

対象事業所において発生した対象化学物質を含む廃棄物を報告事業者が自ら埋立地に埋立処分する場合について、安定型、管理型、遮断型の埋立地への埋立処分を全て報告の対象とした。

オ．廃棄物に含まれての移動量

対象事業所から発生した廃棄物が廃棄物処理業者への委託等により事業所の外へ移動する場合を対象とした。

なお、リサイクル業者への対象化学物質の再資源化のための移動は、これまでのパイロット事業では「リサイクルのための廃棄物移動量」として別枠で報告していたが、今回のパイロット事業では「廃棄物に含まれての移動量」の一部に含める形で報告することとした。

カ．公共下水道への移動量

工程排水、排水処理施設からの排水等を下水道へ放流している場合も含め、予想されるあらゆる下水道への放流を対象とした。

キ．他の事業者の廃水処理施設への移動量

工程排水、排水処理施設からの排水等を他の事業者の廃水処理施設へ移動させているような場合も含め、予想されるあらゆる他の事業者の廃水処理施設への移動を対象とした。

(3) 調査票及び報告項目

以下の項目について記入する調査票を事業所に配布した。様式は<資料編>資料2に示す。

ア．調査票1

- ・報告先 各調査実施自治体の長(実務的には各調査実施自治体環境担当部局のPRTRパイロット事業担当へ送付)
- ・報告年月日及び報告者(報告事業所の代表者等)の氏名
- ・事業者の名称、本社の所在地、事業者全体の常用雇用者数(平成11年4月1日現在の常用雇用者数)
- ・事業所の名称、所在地、業種名、事業内容、製造品目、事業所の常用雇用者数(平成11年4月1日現在の常用雇用者数)
- ・担当者の所属及び氏名、連絡先
- ・対象化学物質の取扱い及び特別要件施設の有無

イ．調査票2A(対象化学物質ごとの排出量・移動量等(ダイオキシン類以外))

- ・対象化学物質の物質番号、名称及びCAS No.
- ・環境媒体等別年間排出量・移動量、主たる排出・移動先
- ・廃棄物の種類・形態、主な処分方法
- ・自ら行う埋立処分の埋立地の区分

ウ．調査票2B(ダイオキシン類の排出量・移動量等)

- ・環境媒体等別年間排出量・移動量、主たる排出・移動先
- ・廃棄物の種類・形態、主な処分方法
- ・自ら行う埋立処分の埋立地の区分

調査票及び報告項目についての留意点として、様式2の提出の徹底を図るため、平成10年度に引き続き、様式1に対象化学物質の取扱いの有無等を回答する欄を設けている。また、様式1は調査資料を送付した全ての事業所に報告を依頼し、様式2Aは対象化学物質を報告対象量以上取り扱っている事業所、様式2Bはダイオキシン類を生成する施設を有する事業所に報告を依頼した。

なお、報告対象量以上取り扱っている対象化学物質の環境への排出量・移動量がゼロの場合も、「排出量・移動量ゼロ」として報告することとした。

1-1-6 アンケート調査

調査対象事業所を対象に、PRTRの実施に当たっての課題を整理するため、PRTRパイロ

ット事業の実施に関するアンケート調査を実施した。

調査は、調査対象事業所に調査票等と共にアンケート用紙を送付し、全ての事業所に対し調査票提出時に併せて提出するよう依頼した。

調査の主な項目は以下のとおりである。また、アンケート用紙は、〈資料編〉資料5に示す。

- 1．対象事業所に該当するかどうかの判定について
対象事業所に該当するかどうかを判断する際に、判断が難しかった項目等
- 2．排出量等の算出作業について
具体的な算出方法及びP R T R排出量等算出マニュアルの分かりにくい部分や改善が必要な箇所等
- 3．作業及び費用の負担
作業人数、作業時間、費用負担、前年度との負担感の比較
- 4．支援方策
記入説明会の感想、疑問点の照会における課題、支援方策の要望
- 5．法に基づくP R T Rの実施について
周知状況、情報源
- 6．その他
意見、提案

1-1-7 ヒアリング調査

事業者ニーズ等の把握及び報告データの検証のため、調査対象事業所の一部の事業所に対し、調査実施自治体によるヒアリング調査を行った。

1-1-8 調査対象事業所への配付資料

- ・調査票（様式1、様式2 A、様式2 B）
- ・報告のしかた
- ・アンケート用紙
- ・P R T R排出量等算出マニュアル
事業所が排出量等を算出する際に参考とするため、算出の手順を示した資料。平成11年度パイロット事業で使用したものをよりわかりやすく修正したものを使用した。
- ・作業シート
対象化学物質の排出量・移動量の算出作業を支援するシート。
- ・作業シート記入方法
- ・製品中の成分組成質問票
- ・調査機関あて質問票
- ・平成11年度P R T Rパイロット事業（前年度）からの主な変更点（前年度報告事業所のみ）
- ・報告支援プログラム（希望者のみ）
フロッピーディスクによる報告を行うためのプログラムの入ったCD-ROMを希望する事業所に配布した。
- ・依頼文書

1-1-9 非点源発生源に係る排出量推計

各対象地域における調査対象事業所以外(非点源発生源)からの対象化学物質の排出量を、既存の統計資料や実測データ等を用いて、可能な限り推計を行った。平成12年度は平成11年度のパイロット事業の評価を踏まえて、推計カテゴリーを設定し、情報収集及び推計方法の改善を図った。

非点源発生源の分類及び今回の推計の対象とした項目は、表1-1-5のとおりである。

なお、具体的な推計方法は、<資料編>資料3に、推計結果の概要は第2章に掲載している。

表 1-1-5 非点源排出源の分類と推計の有無

大カテゴリー	中カテゴリー	小カテゴリー	主な排出に係る項目	推計
事業所報告 対象外業種	農業		農地・造園散布農薬	
	林業		森林散布農薬等	
	水産業	水産養殖業	漁網防汚剤、殺菌剤等	×
	建設業	総合工事業 職別工事業	塗料、充填剤、接着剤、固化剤 アスベスト等	
	運輸・通信業 (倉庫業等を 除く)	道路旅客運送業 道路貨物運送業	塗料、燃料タンク等	×
	サービス業 (洗濯業、廃棄物 処理業等を除く)	公園・遊園地・ ゴルフ場 医療業・保健衛生 建物サービス業	散布農薬等 消毒・殺菌剤等 シロアリ駆除剤	×
事業所報告 対象規模未満 事業所			×	
移動発生源	自動車 二輪車 船舶 航空機 鉄道 建設・農業・産業機械等		排出ガス	×
家庭・オフィ ス等	大気への排出	塗料、接着剤、殺虫剤、エアゾール製品溶剤、 水道からのトリハロメタン、可塑剤等		
	水域への排出	洗浄剤、水道からのトリハロメタン、可塑剤等		
	環境中への排出	家庭園芸用農薬		

注)「推計」欄の記号の意味は以下のとおりである。

- ：推計を行ったもの
- ：推計に必要な情報が得られた一部について推計を行ったもの
- ×：推計に必要な情報が得られず推計を行わなかったもの

1-1-10 平成 11 年度 P R T R パイロット事業からの主な変更点

平成 12 年度の PRTR パイロット事業は、対象化学物質、対象業種及び製品の要件等を定める法律施行令が平成 12 年 3 月に公布されたことを受けて、法律に基づく PRTR の実施内容とほぼ同様にして実施した。このため、平成 11 年度のパイロット事業からは主に以下の点を変更している。

対象化学物質（176 物質 354 物質）

対象業種（石油卸売業、鉄スクラップ卸売業の追加、保健衛生や上水道業の廃止等）

従業員数の裾切り（原則 20 人以上 21 人以上）

化学物質の取扱量の裾切り（法規制等、A、Bランク：0.1t / 年以上、C、Dランク：10t / 年以上 第 1 種指定化学物質：1 t / 年以上、特定第 1 種指定化学物質：0.5 t / 年以上）

製品中の含有率の要件（1%以上 第 1 種指定化学物質：1%以上、特定第 1 種指定化学物質：0.1%以上）

従業員数 20 人～99 人の事業所からの抽出調査の廃止

主たる事業所が従たる事業所からの排出量等をあわせて報告する一体報告の廃止

廃棄物焼却施設の対象規模（200kg/h 以上 50kg/h 以上）

排出・移動先となる「媒体」の定義（他の事業者の廃水処理施設への移動の追加、リサイクルの廃止等）

調査票様式の変更

- ・報告項目（様式 1）に「事業者（企業）」に関する情報の追加
- ・報告項目（様式 2）からの「算定方法」の廃止
- ・報告項目（様式 2）からの「取扱量」の廃止 別途「取扱量調査」を実施

排出量等算出マニュアル及び作業シートの改良

1-2 パイロット事業の実施状況

1-2-1 調査期間

調査期間は、調査資料の配付からおよそ2ヶ月間とし、各実施自治体ごとに報告期限を設定した。各実施自治体の調査期間を表 1-2-1 に示す。

表 1-2-1 自治体別の調査期間

自治体名	調査依頼日	調査票等の報告期限
北海道	平成12年 7月14日	平成12年 9月 8日
札幌市	平成12年 7月18日	平成12年 9月 8日
岩手県	平成12年 7月 5日	平成12年 8月25日
宮城県	平成12年 7月11日	平成12年 8月31日
仙台市	平成12年 7月17日	平成12年 9月29日
秋田県	平成12年 6月30日	平成12年 8月31日
山形県	平成12年 7月 7日	平成12年 8月31日
福島県	平成12年 7月 7日	平成12年 8月31日
茨城県	平成12年 6月28日	平成12年 8月31日
千葉県	平成12年 7月 7日	平成12年 8月31日
東京都	平成12年 7月11日	平成12年 9月 1日
神奈川県	平成12年 7月12日	平成12年 8月31日
川崎市	平成12年 7月 6日	平成12年 8月31日
新潟県	平成12年 7月16日	平成12年 9月 8日
富山県	平成12年 7月 6日	平成12年 8月25日
石川県	平成12年 7月12日	平成12年 8月31日
長野県	平成12年 7月12日	平成12年 8月25日
岐阜県	平成12年 7月18日	平成12年 8月31日
愛知県	平成12年 7月17日	平成12年 9月 8日
三重県	平成12年 7月10日	平成12年 8月25日
京都府	平成12年 7月 4日	平成12年 8月31日
京都市	平成12年 8月17日	平成12年 9月 8日
兵庫県	平成12年 7月12日	平成12年 9月12日
神戸市	平成12年 7月 7日	平成12年11月 2日
広島県	平成12年 6月28日	平成12年 8月31日
山口県	平成12年 7月 7日	平成12年 9月15日
徳島県	平成12年 7月 7日	平成12年 8月31日
香川県	平成12年 7月14日	平成12年 8月31日
北九州市	平成12年 7月11日	平成12年 9月14日
熊本県	平成12年 7月 4日	平成12年 8月31日

1-2-2 排出量等の報告状況

PRTRパイロット事業における報告率の推移を表 1-2-2 に示す。平成12年度は、平成11年度までと比較して様式1 報告率・様式2 報告率とも低下したが、対象事業者や報告の要件などが大きく変更になったため、単純な比較はできない。

様式1 報告率が低下したのは、継続してパイロット事業に参加した事業所が少なかったことや対象事業所のうち小規模な(常用雇用者数の少ない)事業所の割合が大幅に増加したことが主たる要因と考えられる。また、様式2 報告率が低下したのは、上記の理由に加え、取扱量の裾切り(排出量等の報告が必要な取扱量の下限)が多くの対象化学物質について(100kg 1t)と増加したことが挙げられる。

報告率は事業所規模(常用雇用者数)別や業種別で大きな差があるが、特に事業所規模別に見ると、様式1 報告率・様式2 報告率とも小規模な事業所ほど低い傾向が見られる(図 1-2-1)。

また、様式1 報告事業所(7,499 件)のうち、単独事業所(一つの事業所で企業等が構成される場合)は39%(2,954 件)であり、残りの61%(4,544 件; 不明1 件を除く)の事業所は別の事業所と同じ企業等に属しているため(表 1-2-6)、事業者全体の常用雇用者数は当該事業所の常用雇用者数よりも大きな規模となる場合が多かった。今回のパイロット事業では、事業所規模で21 人以上の事業所だけを対象とし、21 人未満の事業所は対象外として除外したが、法律に基づくPRTRが実施される場合には、今回対象外となった(事業所規模が21 人未満の)事業所の中にも、排出量等を届け出る必要がある事業所が数多く含まれているものと考えられる。

また、平成12年度も報告支援プログラムを配布したが、今回は従来のフロッピーディスクによる配布ではなく、CD-ROMを使って配布した。従来は、配布したフロッピーディスクの1枚にデータを書き込んで返送してもらっていたが、今回は事業者が自らフロッピーディスクを用意し、それにデータを書き込んで郵送してもらうこととした。その結果、下記の通り、12自治体において延べ74 事業所からフロッピーディスクによる排出量等の報告があった。

岩手県：3 事業所
秋田県：2 事業所
山形県：5 事業所
茨城県：6 事業所
神奈川県：2 事業所
岐阜県：6 事業所
愛知県：26 事業所
三重県：5 事業所
山口県：9 事業所
徳島県：4 事業所
香川県：4 事業所
北九州市：2 事業所
合 計：74 事業所

表1-2-2 P R T Rパイロット事業における報告率の推移

年度	発送数 (a)	様式 1		様式 2	
		報告数 (b)	報告率 =(b)/(a)	報告数 (c)	報告率 =(c)/(b)
平成 9 年度	1,818	943	51.9%	502	53.2%
平成 1 0 年度	2,040	1,110	54.4%	587	52.9%
平成 1 1 年度	8,425	5,009	59.5%	1,891	37.8%
平成 1 2 年度	16,149	7,499	46.4%	2,327	31.0%

注1：平成12年度P R T Rパイロット事業は、平成11年度までのパイロット事業と比較して、報告対象となる取扱量等の要件が大きく変更になったため、単純な比較はできない。

注2：平成11年度までは、規模等が対象外の事業所の件数も含まれる。

表1-2-3 報告状況（自治体別）

自治体名	発送数 (a)	様式 1		様式 2	
		報告数 (b)	報告率 =(b)/(a)	報告数 (c)	報告率 =(c)/(b)
1 北海道	368	154	41.8%	22	14.3%
2 札幌市	859	313	36.4%	56	17.9%
3 岩手県	383	244	63.7%	73	29.9%
4 宮城県	366	238	65.0%	71	29.8%
5 仙台市	347	118	34.0%	30	25.4%
6 秋田県	369	223	60.4%	55	24.7%
7 山形県	355	206	58.0%	53	25.7%
8 福島県	304	194	63.8%	43	22.2%
9 茨城県	334	176	52.7%	94	53.4%
10 千葉県	363	194	53.4%	94	48.5%
11 東京都	367	163	44.4%	29	17.8%
12 神奈川県	397	226	56.9%	78	34.5%
13 川崎市	371	217	58.5%	99	45.6%
14 新潟県	378	131	34.7%	39	29.8%
15 富山県	318	207	65.1%	70	33.8%
16 石川県	423	211	49.9%	43	20.4%
17 長野県	373	237	63.5%	79	33.3%
18 岐阜県	605	349	57.7%	128	36.7%
19 愛知県	3,825	1,554	40.6%	519	33.4%
20 三重県	378	234	61.9%	91	38.9%
21 京都府	272	155	57.0%	32	20.6%
22 京都市	717	271	37.8%	66	24.4%
23 兵庫県	452	195	43.1%	58	29.7%
24 神戸市	363	183	50.4%	46	25.1%
25 広島県	895	265	29.6%	94	35.5%
26 山口県	267	125	46.8%	59	47.2%
27 徳島県	444	218	49.1%	60	27.5%
28 香川県	386	178	46.1%	58	32.6%
29 北九州市	384	167	43.5%	46	27.5%
30 熊本県	486	153	31.5%	42	27.5%
合計	16,149	7,499	46.4%	2,327	31.0%

注：回答された調査票から、対象事業所の要件（業種及び常雇規模）を満たさないと判断された事業所（30自治体合計で2,493事業所）は含まれていない。

表1-2-4 報告状況（事業所規模別）

常用雇用者数 (人)	発送数 (a)	様式1		様式2	
		報告数 (b)	報告率 =(b)/(a)	報告数 (c)	報告率 =(c)/(b)
2 21～30	5,102	1,567	30.7%	226	14.4%
3 31～50	4,520	1,889	41.8%	405	21.4%
4 51～100	3,435	1,867	54.4%	532	28.5%
5 101～200	1,748	1,155	66.1%	485	42.0%
6 201～300	559	383	68.5%	216	56.4%
7 301～500	383	293	76.5%	184	62.8%
8 501～1,000	252	214	84.9%	166	77.6%
9 1,001以上	150	131	87.3%	113	86.3%
合計	16,149	7,499	46.4%	2,327	31.0%

注：無回答の事業所の常用雇用者数は、調査票の発送段階に把握されていた常用雇用者数（原則として「平成8年事業所・企業統計調査結果報告」に基づく）とした。

表1-2-5 報告状況（事業者規模別）

常用雇用者数 (人)	発送数 (a)	様式1		様式2	
		報告数 (b)	報告率 =(b)/(a)	報告数 (c)	報告率 =(c)/(b)
2 21～30	1,294	848	65.5%	86	10.1%
3 31～50	1,572	1,205	76.7%	214	17.8%
4 51～100	1,661	1,416	85.2%	343	24.2%
5 101～200	1,292	1,185	91.7%	421	35.5%
6 201～300	593	543	91.6%	202	37.2%
7 301～500	576	551	95.7%	220	39.9%
8 501～1,000	495	490	99.0%	217	44.3%
9 1,001以上	1,261	1,260	99.9%	624	49.5%
不明	7,405	1	0.0%	-	-
合計	16,149	7,499	46.4%	2,327	31.0%

注：調査票の発送段階では事業者規模は一部しか把握されていなかったため、無回答の事業所の多くは規模を「不明」とした。

表1-2-6 報告状況（事業所種類別）

事業所種類	発送数 (a)	様式1		様式2	
		報告数 (b)	報告率 =(b)/(a)	報告数 (c)	報告率 =(c)/(b)
単独事業所	3,569	2,954	82.8%	701	23.7%
本社・本所	1,582	1,211	76.5%	349	28.8%
支社・支所	3,772	3,333	88.4%	1,277	38.3%
不明	7,226	1	0.0%	-	-
合計	16,149	7,499	46.4%	2,327	31.0%

注：調査票の発送段階では事業所種類は一部しか把握されていなかったため、無回答の事業所の多くは事業所種類を「不明」とした。

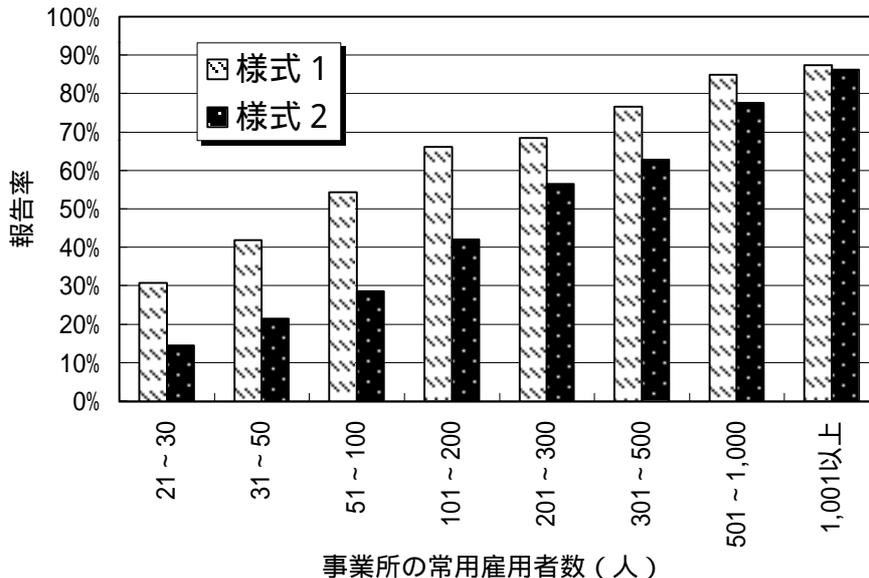


図1-2-1 報告状況（事業所規模別）

表1-2-7 報告状況（業種別）

業種	発送数 (a)	様式 1		様式 2		
		報告数 (b)	報告率 =(b)/(a)	報告数 (c)	報告率 =(c)/(b)	
5	金属鉱業	7	1	14.3%	1	100.0%
7	原油・天然ガス鉱業	3	2	66.7%	1	50.0%
12	食料品製造業	1,874	800	42.7%	90	11.3%
13	飲料・たばこ・飼料製造業	188	124	66.0%	26	21.0%
14	繊維工業	522	227	43.5%	89	39.2%
15	衣服・その他の繊維製品製造業	784	208	26.5%	12	5.8%
16	木材・木製品製造業	289	123	42.6%	44	35.8%
17	家具・装備品製造業	340	79	23.2%	40	50.6%
18	パルプ・紙・紙加工品製造業	370	162	43.8%	42	25.9%
19	出版・印刷・同関連産業	758	318	42.0%	41	12.9%
20	化学工業	558	463	83.0%	343	74.1%
21	石油製品・石炭製品製造業	50	37	74.0%	30	81.1%
22	プラスチック製品製造業	631	275	43.6%	111	40.4%
23	ゴム製品製造業	178	72	40.4%	49	68.1%
24	なめし革・同製品・毛皮製造業	35	9	25.7%	6	66.7%
25	窯業・土石製品製造業	633	345	54.5%	90	26.1%
26	鉄鋼業	372	190	51.1%	63	33.2%
27	非鉄金属製造業	176	104	59.1%	54	51.9%
28	金属製品製造業	1,444	659	45.6%	287	43.6%
29	一般機械器具製造業	1,385	573	41.4%	136	23.7%
30	電気機械器具製造業	1,608	816	50.7%	256	31.4%
31	輸送用機械器具製造業	670	301	44.9%	120	39.9%
32	精密機械器具製造業	215	121	56.3%	33	27.3%
33	武器製造業	1	-	-	-	-
34	その他の製造業	184	63	34.2%	19	30.2%
35	電気業	136	115	84.6%	24	20.9%
36	ガス業	47	39	83.0%	2	5.1%
37	熱供給業	3	3	100.0%	-	-
383	下水道業	76	68	89.5%	60	88.2%
39	鉄道業	186	146	78.5%	14	9.6%
44	倉庫業	187	55	29.4%	8	14.5%
5132	石油卸売業	121	28	23.1%	-	-
5142	鉄スクラップ卸売業	66	16	24.2%	-	-
522	自動車卸売業	202	71	35.1%	3	4.2%
593	燃料小売業	271	62	22.9%	12	19.4%
721	洗濯業	311	115	37.0%	23	20.0%
743	写真業	66	21	31.8%	2	9.5%
77	自動車整備業	267	113	42.3%	22	19.5%
781	機械修理業	241	102	42.3%	7	6.9%
862	商品検査業	45	27	60.0%	3	11.1%
863	計量証明業	50	38	76.0%	5	13.2%
8716	ごみ処分業	156	93	59.6%	87	93.5%
8722	産業廃棄物処分業	104	57	54.8%	33	57.9%
8724	特別管理産業廃棄物処分業	3	3	100.0%	2	66.7%
914	高等教育機関	181	130	71.8%	22	16.9%
921	自然科学研究所	155	125	80.6%	15	12.0%
合計		16,149	7,499	46.4%	2,327	31.0%

注1：各事業所の業種は、回答された事業内容等に基づいて判定した。

注2：「倉庫業」や「自動車卸売業」などは、政令で定める業種の要件に基づいて業種の判定を行ったため、日本標準産業分類で「倉庫業」や「自動車卸売業」等に該当する事業所であっても、PRTパイロット事業では「対象外の業種」とした事業所がある（ただし、「対象外の業種」は本表に示さない）。

表1-2-8 事業者規模別・事業所規模別の様式1 報告事業所数

事業者規模(人)		事業所規模(人)							合計	
		21~30	31~50	51~100	101~200	201~300	301~500	501~1,000		1,001以上
2	21~30	848	-	-	-	-	-	-	-	848
3	31~50	154	1,051	-	-	-	-	-	-	1,205
4	51~100	156	250	1,010	-	-	-	-	-	1,416
5	101~200	141	184	297	563	-	-	-	-	1,185
6	201~300	55	91	127	128	142	-	-	-	543
7	301~500	61	102	117	124	53	94	-	-	551
8	501~1,000	57	71	103	95	46	54	64	-	490
9	1,001以上	95	140	213	244	142	145	150	131	1,260
(不明)		-	-	-	1	-	-	-	-	1
合計		1,567	1,889	1,867	1,155	383	293	214	131	7,499

表1-2-9 事業者規模別・事業所規模別の様式2 報告事業所数

事業者規模(人)		事業所規模(人)							合計	
		21~30	31~50	51~100	101~200	201~300	301~500	501~1,000		1,001以上
2	21~30	86	-	-	-	-	-	-	-	86
3	31~50	21	193	-	-	-	-	-	-	214
4	51~100	36	51	256	-	-	-	-	-	343
5	101~200	34	61	92	234	-	-	-	-	421
6	201~300	18	18	45	46	75	-	-	-	202
7	301~500	9	35	31	63	27	55	-	-	220
8	501~1,000	8	25	40	38	27	31	48	-	217
9	1,001以上	14	22	68	104	87	98	118	113	624
(不明)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		226	405	532	485	216	184	166	113	2,327

表1-2-10 事業者規模別・事業所規模別の様式2 報告率

事業者規模(人)		事業所規模(人)							合計	
		21~30	31~50	51~100	101~200	201~300	301~500	501~1,000		1,001以上
2	21~30	10%	-	-	-	-	-	-	-	10%
3	31~50	14%	18%	-	-	-	-	-	-	18%
4	51~100	23%	20%	25%	-	-	-	-	-	24%
5	101~200	24%	33%	31%	42%	-	-	-	-	36%
6	201~300	33%	20%	35%	36%	53%	-	-	-	37%
7	301~500	15%	34%	26%	51%	51%	59%	-	-	40%
8	501~1,000	14%	35%	39%	40%	59%	57%	75%	-	44%
9	1,001以上	15%	16%	32%	43%	61%	68%	79%	86%	50%
(不明)		-	-	-	0%	-	-	-	-	0%
合計		14%	21%	28%	42%	56%	63%	78%	86%	31%

表1-2-11 業種別・事業所種類別の様式1報告事業所数

業種	事業所数(件)			事業所数構成比			
	単独事業所	本社・本所	支社・支所	単独事業所	本社・本所	支社・支所	
05	金属鉱業	1	-	-	100%	-	-
07	原油・天然ガス鉱業	-	-	2	-	-	100%
12	食料品製造業	381	129	290	48%	16%	36%
13	飲料・たばこ・飼料製造業	42	19	63	34%	15%	51%
14	繊維工業	118	31	78	52%	14%	34%
15	衣服・その他の繊維製品製造業	127	28	53	61%	13%	25%
16	木材・木製品製造業	50	19	54	41%	15%	44%
17	家具・装備品製造業	41	12	26	52%	15%	33%
18	パルプ・紙・紙加工品製造業	68	24	70	42%	15%	43%
19	出版・印刷・同関連産業	176	60	82	55%	19%	26%
20	化学工業	86	49	328	19%	11%	71%
21	石油製品・石炭製品製造業	5	6	26	14%	16%	70%
22	プラスチック製品製造業	87	47	141	32%	17%	51%
23	ゴム製品製造業	27	13	32	38%	18%	44%
24	なめし革・同製品・毛皮製造業	4	2	3	44%	22%	33%
25	窯業・土石製品製造業	108	60	177	31%	17%	51%
26	鉄鋼業	74	25	91	39%	13%	48%
27	非鉄金属製造業	42	18	44	40%	17%	42%
28	金属製品製造業	328	104	227	50%	16%	34%
29	一般機械器具製造業	295	119	159	51%	21%	28%
30	電気機械器具製造業	338	159	319	41%	19%	39%
31	輸送用機械器具製造業	118	47	136	39%	16%	45%
32	精密機械器具製造業	53	26	42	44%	21%	35%
34	その他の製造業	31	8	24	49%	13%	38%
35	電気業	5	3	107	4%	3%	93%
36	ガス業	9	4	26	23%	10%	67%
37	熱供給業	-	2	1	-	67%	33%
383	下水道業	2	2	64	3%	3%	94%
39	鉄道業	8	2	136	5%	1%	93%
44	倉庫業	15	7	33	27%	13%	60%
5132	石油卸売業	9	8	11	32%	29%	39%
5142	鉄スクラップ卸売業	13	1	2	81%	6%	13%
522	自動車卸売業	11	34	26	15%	48%	37%
593	燃料小売業	23	19	20	37%	31%	32%
721	洗濯業	44	22	49	38%	19%	43%
743	写真業	4	6	11	19%	29%	52%
77	自動車整備業	37	31	45	33%	27%	40%
781	機械修理業	25	11	66	25%	11%	65%
862	商品検査業	10	3	14	37%	11%	52%
863	計量証明業	20	7	11	53%	18%	29%
8716	ごみ処分業	13	2	78	14%	2%	84%
8722	産業廃棄物処分業	29	6	22	51%	11%	39%
8724	特別管理産業廃棄物処分業	1	-	2	33%	-	67%
914	高等教育機関	52	29	48	40%	22%	37%
921	自然科学研究所	24	7	94	19%	6%	75%
合計		2,954	1,211	3,333	39.4%	16.2%	44.5%

注：高等教育機関及び合計欄は事業所種類の「不明」1件を除く。

1-2-3 取扱い状況

対象化学物質の取扱い状況について、図 1-2-3 及び表 1-2-13～表 1-2-15 に示す。対象化学物質の取扱い状況は、

ア：取扱いなし

イ：報告対象量未満の取扱いあり

ウ：報告対象量以上の取扱いあり

の三つに分類した。ただし、「業種の特別要件に該当する施設」を有している事業所は、対象化学物質の取扱量とは無関係に、「ウ：報告対象量以上の取扱いあり」に分類し、様式2によって排出量等を報告してもらうこととした。

全体として見ると、「ウ：報告対象量以上の取扱いあり」と回答した事業所割合が平成 11 年度より 6%以上減少し、逆に「イ：報告対象量未満の取扱いあり」との回答が平成 11 年度より 7%以上増加した。これは主として、多くの対象化学物質について取扱量の裾切りが平成 11 年度より増加（100kg → 1t）したことが要因であると考えられる。

事業所規模別に見ると、小規模になるほど「ウ：報告対象量以上の取扱いあり」という事業所が少なく、逆に「イ：報告対象量未満の取扱いあり」という事業所の割合が多くなっている。特に事業所規模 100 人未満の事業所では、「ウ：報告対象量以上の取扱いあり」より多くの事業所が「イ：報告対象量未満の取扱いあり」と回答している。

業種別に見ると、化学工業や石油製品・石炭製品製造業などで「ウ：報告対象量以上の取扱いあり」という回答が多く、非製造業では下水道業やごみ処分業などで「ウ：報告対象量以上の取扱いあり」という回答が多くなっている。ただし、下水道業やごみ処分業などの場合、実際には対象化学物質の取扱量が要件を満たして報告した事業所よりも、「業種の特別要件に該当する施設」を有しているために排出量等を報告した事業所の方が圧倒的に多いと考えられる。そのような事業所も、ここでは一律に「ウ：報告対象量以上の取扱いあり」に分類した。

表1-2-12 事業所規模別・事業所種類別の様式1報告事業所数

常用雇用者数（人）		事業所数（件）			事業所数構成比		
		単独事業所	本社・本所	支社・支所	単独事業所	本社・本所	支社・支所
2	21～30	742	205	620	47.4%	13.1%	39.6%
3	31～50	851	271	767	45.1%	14.3%	40.6%
4	51～100	736	335	796	39.4%	17.9%	42.6%
5	101～200	376	228	550	32.6%	19.8%	47.7%
6	201～300	114	64	205	29.8%	16.7%	53.5%
7	301～500	71	42	180	24.2%	14.3%	61.4%
8	501～1,000	42	45	127	19.6%	21.0%	59.3%
9	1,001以上	22	21	88	16.8%	16.0%	67.2%
合計		2,954	1,211	3,333	39.4%	16.2%	44.5%

注：101～200人の欄及び合計欄は事業所種類の「不明」1件を除く。

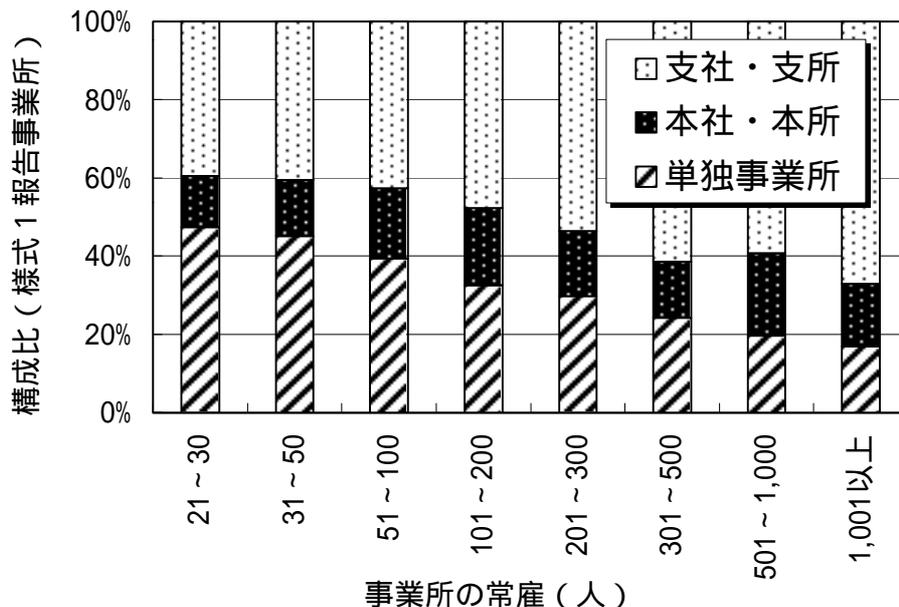


図1-2-2 事業所の常用雇用者数別の事業所種類構成比

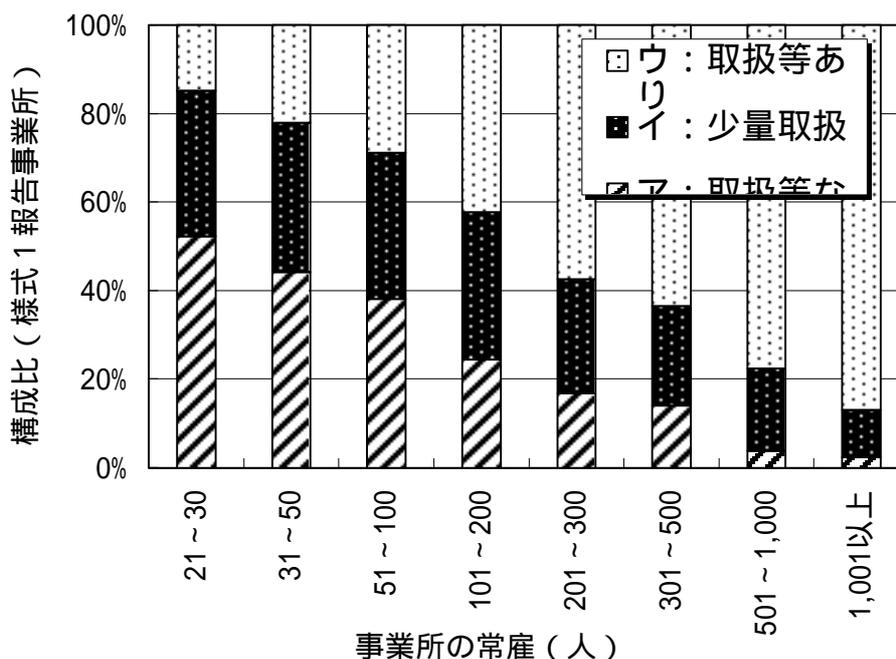


図1-2-3 事業所の常用雇用者数別の取扱状況

表1-2-13 取扱状況（事業所規模別）

常雇（人）	取扱の有無（件）			取扱の有無（構成比）		
	ア 取扱なし	イ 少量取扱	ウ 取扱あり	ア 取扱なし	イ 少量取扱	ウ 取扱あり
2 21～30	819	514	234	52%	33%	15%
3 31～50	835	638	416	44%	34%	22%
4 51～100	711	617	539	38%	33%	29%
5 101～200	282	385	488	24%	33%	42%
6 201～300	64	99	220	17%	26%	57%
7 301～500	41	66	186	14%	23%	63%
8 501～1,000	8	40	166	4%	19%	78%
9 1,001以上	3	14	114	2%	11%	87%
合計	2,763	2,373	2,363	36.8%	31.6%	31.5%

注1：「取扱の有無」における区分「ア」、「イ」、「ウ」の意味は以下の通り。

ア：対象化学物質を全く取り扱っていない（かつ、業種の特別要件に該当する施設がない）

イ：対象化学物質を取り扱っているが、その取扱量がすべて報告対象量（1t/年又は0.1t/年）に満たない（かつ、業種の特別要件に該当する施設がない）

ウ：対象化学物質を取り扱っており、取扱量が報告対象量（1t/年又は0.1t/年）以上のものが1物質以上ある（又は、業種の特別要件に該当する施設がある）

注2：「ウ」の事業所数には、特別要件施設があるため「ウ」と回答がなされたが、報告すべき物質がなかったため、結果的に様式2の報告がなかった事業所数も含まれる。

表1-2-14 取扱状況（自治体別）

自治体名	取扱の有無（件）			取扱の有無（構成比）		
	ア 取扱なし	イ 少量取扱	ウ 取扱あり	ア 取扱なし	イ 少量取扱	ウ 取扱あり
1 北海道	96	35	23	62%	23%	15%
2 札幌市	119	135	59	38%	43%	19%
3 岩手県	89	80	75	36%	33%	31%
4 宮城県	73	93	72	31%	39%	30%
5 仙台市	37	51	30	31%	43%	25%
6 秋田県	81	87	55	36%	39%	25%
7 山形県	76	77	53	37%	37%	26%
8 福島県	92	59	43	47%	30%	22%
9 茨城県	44	38	94	25%	22%	53%
10 千葉県	46	54	94	24%	28%	48%
11 東京都	73	59	31	45%	36%	19%
12 神奈川県	71	77	78	31%	34%	35%
13 川崎市	49	67	101	23%	31%	47%
14 新潟県	55	37	39	42%	28%	30%
15 富山県	83	54	70	40%	26%	34%
16 石川県	88	80	43	42%	38%	20%
17 長野県	84	74	79	35%	31%	33%
18 岐阜県	140	81	128	40%	23%	37%
19 愛知県	593	436	525	38%	28%	34%
20 三重県	79	62	93	34%	26%	40%
21 京都府	57	66	32	37%	43%	21%
22 京都市	86	119	66	32%	44%	24%
23 兵庫県	75	62	58	38%	32%	30%
24 神戸市	66	70	47	36%	38%	26%
25 広島県	85	83	97	32%	31%	37%
26 山口県	31	29	65	25%	23%	52%
27 徳島県	99	53	66	45%	24%	30%
28 香川県	66	54	58	37%	30%	33%
29 北九州市	75	45	47	45%	27%	28%
30 熊本県	55	56	42	36%	37%	27%
合計	2,763	2,373	2,363	36.8%	31.6%	31.5%

注1：「取扱の有無」における区分「ア」、「イ」、「ウ」の意味は以下の通り。

ア：対象化学物質を全く取り扱っていない（かつ、業種の特別要件に該当する施設がない）

イ：対象化学物質を取り扱っているが、その取扱量がすべて報告対象量（1t/年又は0.1t/年）に満たない（かつ、業種の特別要件に該当する施設がない）

ウ：対象化学物質を取り扱っており、取扱量が報告対象量（1t/年又は0.1t/年）以上のものが1物質以上ある（又は、業種の特別要件に該当する施設がある）

注2：「ウ」の事業所数には、特別要件施設があるため「ウ」と回答がなされたが、報告すべき物質がなかったため、結果的に様式2の報告がなかった事業所数も含まれる。

表1-2-15 取扱状況（業種別）

業種	取扱の有無（件）			取扱の有無（構成比）			
	ア 取扱なし	イ 少量取扱	ウ 取扱あり	ア 取扱なし	イ 少量取扱	ウ 取扱あり	
5	金属鉱業	-	-	1	-	-	100%
7	原油・天然ガス鉱業	1	-	1	50%	-	50%
12	食料品製造業	560	146	94	70%	18%	12%
13	飲料・たばこ・飼料製造業	58	40	26	47%	32%	21%
14	繊維工業	79	59	89	35%	26%	39%
15	衣服・その他の繊維製品製造業	157	39	12	75%	19%	6%
16	木材・木製品製造業	47	31	45	38%	25%	37%
17	家具・装備品製造業	15	23	41	19%	29%	52%
18	パルプ・紙・紙加工品製造業	64	56	42	40%	35%	26%
19	出版・印刷・同関連産業	92	185	41	29%	58%	13%
20	化学工業	39	80	344	8%	17%	74%
21	石油製品・石炭製品製造業	1	6	30	3%	16%	81%
22	プラスチック製品製造業	81	83	111	29%	30%	40%
23	ゴム製品製造業	9	13	50	13%	18%	69%
24	なめし革・同製品・毛皮製造業	1	2	6	11%	22%	67%
25	窯業・土石製品製造業	159	96	90	46%	28%	26%
26	鉄鋼業	84	42	64	44%	22%	34%
27	非鉄金属製造業	24	25	55	23%	24%	53%
28	金属製品製造業	197	172	290	30%	26%	44%
29	一般機械器具製造業	179	257	137	31%	45%	24%
30	電気機械器具製造業	249	309	258	31%	38%	32%
31	輸送用機械器具製造業	77	103	121	26%	34%	40%
32	精密機械器具製造業	28	59	34	23%	49%	28%
34	その他の製造業	15	29	19	24%	46%	30%
35	電気業	67	23	25	58%	20%	22%
36	ガス業	27	10	2	69%	26%	5%
37	熱供給業	-	3	-	-	100%	-
383	下水道業	5	3	60	7%	4%	88%
39	鉄道業	101	30	15	69%	21%	10%
44	倉庫業	40	7	8	73%	13%	15%
5132	石油卸売業	18	9	1	64%	32%	4%
5142	鉄スクラップ卸売業	12	4	-	75%	25%	-
522	自動車卸売業	35	33	3	49%	46%	4%
593	燃料小売業	37	13	12	60%	21%	19%
721	洗濯業	45	43	27	39%	37%	23%
743	写真業	10	9	2	48%	43%	10%
77	自動車整備業	17	73	23	15%	65%	20%
781	機械修理業	50	45	7	49%	44%	7%
862	商品検査業	16	8	3	59%	30%	11%
863	計量証明業	2	31	5	5%	82%	13%
8716	ごみ処分業	2	-	91	2%	-	98%
8722	産業廃棄物処分業	16	4	37	28%	7%	65%
8724	特別管理産業廃棄物処分業	1	-	2	33%	-	67%
914	高等教育機関	37	69	24	28%	53%	18%
921	自然科学研究所	9	101	15	7%	81%	12%
	合計	2,763	2,373	2,363	36.8%	31.6%	31.5%

注1：「取扱の有無」における区分「ア」、「イ」、「ウ」の意味は以下の通り。

ア：対象化学物質を全く取り扱っていない（かつ、業種の特別要件に該当する施設がない）

イ：対象化学物質を取り扱っているが、その取扱量がすべて報告対象量（1t/年又は0.1t/年）に満たない
（かつ、業種の特別要件に該当する施設がない）

ウ：対象化学物質を取り扱っており、取扱量が報告対象量（1t/年又は0.1t/年）以上のものが1物質以上ある
（又は、業種の特別要件に該当する施設がある）

注2：「ウ」の事業所数には、特別要件施設があるため「ウ」と回答がなされたが、報告すべき物質がなかったため、結果的に様式2の報告がなかった事業所数も含まれる。

1-2-4 事業者説明会及び技術講習会の開催

調査実施自治体により、調査対象事業者に対し法律の概要、PRTRパイロット事業の概要、排出量・移動量の算定作業を支援するため排出量等の算出方法、記入方法の説明会を開催した。これらの開催状況は表 1-2-16 のとおりである。

表 1-2-16 事業者説明会・技術講習会等の開催状況（その1）

自治体名	事業者説明会	技術講習会等
北海道	8月 4日（函館市）	
札幌市	8月 2日 8月 3日	
岩手県	7月26日（北上市） 7月31日（水沢市） 8月 2日（一関市） 8月 3日（花巻市）	
宮城県	7月24日（岩沼市） 7月26日（多賀城市） 7月27日（大河原町） 7月31日（大和町） 8月 3日（大河原町）	
仙台市	8月18日 8月25日	
秋田県	7月11日（本荘市） 7月12日（秋田市） 7月13日（秋田市）	
山形県	7月19日（山形市） 7月24日（村山市）	
福島県	7月25日（福島市）	
茨城県	7月17日（日立市） 7月21日（鹿嶋市）	
千葉県	7月18日（茂原市） 7月19日（市原市）	
東京都	7月21日（大田区） 7月26日（新宿区）	
神奈川県	8月 3日（藤沢市） 8月 4日（茅ヶ崎市）	
川崎市	7月18日	
新潟県	7月27日（加茂市） 8月28日（三条市） 8月29日（三条市）	
富山県	7月14日（高岡市） 7月17日（高岡市） 7月25日（新湊市）	
石川県	7月27日（金沢市）	
長野県	7月24日（松本市）	

表 1-2-16 事業者説明会・技術講習会等の開催状況（その2）

自治体名	事業者説明会	技術講習会等
岐阜県	7月31日（大垣市）	
愛知県	7月27日（一宮市） 7月28日（瀬戸市） 8月2日（豊橋市）	7月31日（知多市） 8月1日（春日井市） 8月3日（津島市） 8月4日（豊橋市） 8月7日（蒲郡市） 8月8日（江南市） 8月9日（一宮市）
三重県	7月28日（四日市市）	
京都府	7月18日（鶴舞市） 7月19日（京都市） 7月26日（宇治市） 7月27日（京都市） 8月9日（京都市） 8月10日（京都市）	
京都市	7月24日 7月27日 8月2日 8月9日 8月10日	
兵庫県	7月27日（西宮市）	
神戸市	8月2日	
広島県	7月14日（三原市） 7月17日（福山市）	
山口県	7月19日（下関市） 7月21日（下松市）	
徳島県	7月31日（徳島市） 8月1日（徳島市）	
香川県	8月2日（高松市） 8月3日（高松市、丸亀市） 8月4日（丸亀市）	
北九州市	7月31日 8月1日	
熊本県	8月2日（熊本市）	

1-2-5 アンケート調査の回答状況

16,149件の対象事業所すべてにアンケート調査票を送付し、そのうち5,448事業所から回答が得られた。アンケートに回答した事業所はすべて様式1を報告した事業所であり、様式1報告事業所（7,499事業所）のうち73%の事業所がアンケートにも回答した。

アンケートの結果は第3章に示す。

1-2-6 ヒアリング調査の実施状況

表 1-2-17 ヒアリング調査実施状況

自治体名	調査事業所数	調査期間
北海道	7業種17事業所	平成12年11月～12月
札幌市	10業種17事業所	平成13年1月～2月
岩手県	13業種20事業所	平成12年11月～12月
宮城県	11業種22事業所	平成12年9月～12月
仙台市	14業種20事業所	平成12年12月
秋田県	12業種20事業所	平成12年11月～12月
山形県	15業種20事業所	平成12年11月
福島県	12業種20事業所	平成12年11月～12月
茨城県	10業種20事業所	平成12年10月～11月
千葉県	13業種20事業所	平成12年12月～平成13年3月
東京都	10業種20事業所	平成12年11月～平成13年1月
神奈川県	12業種19事業所	平成13年1月
川崎市	11業種20事業所	平成12年10月～平成13年2月
新潟県	10業種20事業所	平成13年1月～2月
富山県	11業種20事業所	平成12年12月～平成13年2月
石川県	15業種20事業所	平成12年12月～平成13年2月
長野県	6業種16事業所	平成12年11月
岐阜県	14業種20事業所	平成12年11月～12月
愛知県	24業種60事業所	平成12年10月
三重県	4業種19事業所	平成12年10月～12月
京都府	11業種21事業所	平成13年1月
京都市	14業種20事業所	平成12年11月～平成13年2月
兵庫県	16業種18事業所	平成12年12月～平成13年3月
神戸市	13業種19事業所	平成12年10月～12月
広島県	14業種21事業所	平成12年11月～平成13年1月
山口県	12業種20事業所	平成12年12月
徳島県	12業種18事業所	平成12年12月～平成13年1月
香川県	15業種20事業所	平成12年11月
北九州市	16業種20事業所	平成12年11月～12月
熊本県	14業種20事業所	平成13年1月～2月

主なヒアリング項目は以下のとおりである。

1．一般的事項

- ・事業所及び事業者の概要
- ・第一種指定化学物質を使用している主な工程、用途、化学物質名
- ・化学物質管理の体制

2．パイロット事業関連事項

- ・排出量把握作業や排出量推計マニュアルにおける問題点
(使用した排出量推計方法、マニュアルの改善事項)
- ・調査への対応状況
(作業等の負担状況、困難であった作業、報告内容の妥当性)
- ・パイロット事業参加による効果
(化学物質の管理体制の整備、勉強会の開催等、事業所や業界での新たな取組や意識の変化等)
- ・未報告の事業所に対しては、報告を出していない理由

3．PRTR法関連

- ・PRTR法の認知度
- ・化学物質管理指針の認知度
- ・法施行に向けてのPRTR、MSDS、化学物質管理、国民への理解増進についての業界団体等の組織及び事業者・事業所内の対応状況と今後の予定
- ・届出手段として想定しているもの(紙、FD、電子情報処理組織(ダイヤルアップ、インターネット))
- ・(営業秘密の要件を示した上で) 営業秘密が報告に含まれていたかどうか、含まれていると回答した場合は、その内容(営業秘密に該当すると判断した理由)

4．データの検証

使用した作業シートを活用し、排出量の算定過程等を追いながら、報告データの検証を行う。

ヒアリング結果の概要は第3章に示す。